

令和 7 年 1 0 月 2 6 日 執行

川 崎 市 長 選 挙

候補者のしおり

川崎市選挙管理委員会事務局

電 話 直通 0 4 4 (2 0 0) 3 4 2 5

F A X 直通 0 4 4 (2 0 0) 3 9 5 1

所在地 川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市役所南庁舎 1 7 階

は　じ　め　に

この「しおり」は、令和7年10月26日に執行される川崎市長選挙に当たり、候補者として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請及び立候補に際して交付される諸物品等について、御注意いただく事項等をまとめたものです。もとよりこれをもって十分とするものではありませんので、各種の届出、申請又は法令の解釈等に疑問の点がありましたら、遠慮なく当委員会又は各区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、選挙運動関係の詳細につきましては、この「しおり」では省略してありますが、公職選挙法をはじめとした各種法令及び条例を遵守していただくとともに、参考資料として別に「地方選挙の手引（令和7年）」（選挙制度研究会編）を1冊差し上げますので、御覧ください。

令和7年9月

川 崎 市 選 挙 管 理 委 員 会

凡 例

- 法 …………… 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）
- 令 …………… 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）
- 規則 …………… 公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）
- ポス掲条例 …… 川崎市ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 57 年川崎市条例第 54 号）
- 公報条例 ……… 川崎市選挙公報に関する条例（昭和 46 年川崎市条例第 82 号）
- 執行規程 ……… 公職選挙事務執行規程（昭和 49 年川崎市選挙管理委員会告示第 1 号）
- 政規法 …………… 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）
- 公費負担条例 … 川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例（平成 5 年川崎市条例第 26 号）
- 公費負担規程 … 川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する規程（平成 5 年川崎市選挙管理委員会告示第 5 号）
- 電子投票特例法 … 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を
用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成 13 年法律第 147 号）

〔条項の表示〕

- 例：法 143①V …………… 公職選挙法第 143 条第 1 項第 5 号
令 140 の 2① …………… 公職選挙法施行令第 140 条の 2 第 1 項

目 次

第1〔総 括〕

1 選挙の日程（抄）	1
2 選挙に関する届出等の時間	2
3 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所	2
4 代理人が届け出る場合の留意点	2

第2〔候補者となるためには〕

1 候補者としての資格	3
(1) 被選挙権があること	3
(2) 連座制の適用による立候補制限	3
(3) 重複立候補の禁止	3
(4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限	3
(5) 市と請負関係にある場合の当選人の失格	4
2 立候補届出手続	4
(1) 必要な書類	4
ア「候補者届出書（本人届出又は推薦届出）」	4
イ「供託証明書」	4
ウ「宣誓書」	5
エ「所属党派証明書」	5
オ「戸籍の謄本又は抄本」	5
(カ「住民票」)	5
(キ「通称認定申請書」)	5
(2) 届出の日及び届出先	6
(3) 立候補届出の受付方法	6
〈候補者届出書の記載例（本人届出の場合）〉	7
(4) 立候補届出書類記載上の注意事項	8
ア「候補者届出書」関係	8
イ「宣誓書」関係	9
(5) 通称認定申請	10
(参考) 届出受理場所の概略図・届出書類	11
3 立候補の届出をしたときに交付される証明書等	12

(参考) 到着番号札	13
第3〔候補者となってから〕	
1 選挙事務所	14
2 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機	14
(参考) 【制限外積載・設備外積載・荷台乗車】許可申請書	16
3 選挙運動用通常葉書	17
4 選挙運動用ビラ	18
5 選挙運動用ポスター	19
6 新聞広告	20
7 インターネット等を利用する方法による選挙運動	21
8 個人演説会	22
9 街頭演説	24
10 選挙公報	25
11 文書図画の撤去	25
12 選挙運動費用	25
(1) 出納責任者	25
(2) 選挙運動費用支出制限額	26
(3) 寄附の禁止等	28
(4) 会計帳簿及びその記載要領	29
(5) 収支報告書の提出と記載要領	32
(6) 個人が候補者の選挙運動に関して寄附をした場合における課税上の優遇措置	33
(参考) 課税上の優遇措置を受けるための手続き	35
(参考) 寄附金控除のための書類	36
《収支報告書の記載例》(第1回収支報告書)	37
《精算後になされたものの記載例》(第2回収支報告書)	49
《付 録》	
1 選挙期間中における諸届出	53
2 会計帳簿の様式	57
3 年齢早見表	59

第1 総括

1 選挙の日程（抄）

事 項	月日（曜日）	摘 要
選挙期日の告示 ・立候補届出受理（本日のみ） ・選挙公報掲載申請の受理（本日のみ） ・選挙事務所設置届の受理開始 ・出納責任者選任届の受理開始 ・選挙運動用ビラ届の受理開始 ・選挙立会人選任届の受理開始 ・開票立会人選任届の受理開始 ・選挙運動用ポスターのポスター掲示場への掲示開始 ・報酬を支給する者の届出の受理開始 ・公費負担関係の届出受理開始 ・公営施設使用の個人演説会の開催申出受理開始 （立候補辞退届出期限）	10月12日（日）	午前8時30分から立候補の受付を行います（受付方法は、6ページ参照）。 ※立候補届出の受理及び選挙公報掲載申請の受理は、午後5時をもって締め切ります。
公営施設使用の個人演説会開始	10月14日（火）	
補充立候補届出期限	10月23日（木）	10月12日に届出のあった候補者が定数を超えていた場合で、10月12日午後5時後に候補者が死亡し、又は候補者を辞したものとみなされたときは、10月23日の午後5時まで補充立候補の受付を行います。
・選挙立会人選任届出期限（くじの施行） ・開票立会人選任届出期限（くじの施行）	同 上	午後5時をもって届出の受付を締め切ります。
投票日・開票日	10月26日（日）	投票時間は、午前7時から午後8時までです（即日開票）。
選挙会	10月27日（月）	選挙会を開催し、当選人を決定します。
当選人の告示	同 上	当選された方に対してその旨告知し、告示します。
当選証書の付与	同 上	当選された方には、別途お知らせします。
選挙運動費用収支報告書提出期限（第1回）	11月10日（月）	市選挙管理委員会に午後5時までに提出してください。

2 選挙に関する届出等の時間

選挙に関して、選挙管理委員会、選挙長、投票管理者及び開票管理者に対してなされるすべての届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないことになっています（法 270 本文、執行規程 84）。しかも、これらの届出等の効力は到達主義を採っていますから、諸届出等は、締切日（期限）より早めに提出してください（巻末の付録1 参照）。

なお、選挙の期間中は、土曜日、日曜日でも選挙管理委員会は執務しています。

3 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所

選 挙 長	選挙長職務代理者
廣 田 健 一	露 木 明 美

職務を行う場所

- 10月12日（立候補届出日）は、川崎市役所南庁舎18階 第5・6会議室
上記以外の日は、同庁舎17階川崎市選挙管理委員会事務室です。

4 代理人が届け出る場合の留意点

原則、選挙に関する各種届出等は、その届出（作成）名義人が届け出るものとなっています。

届出（作成）名義人本人以外の者（以下「代理人」といいます。）が届け出る場合には、届出（作成）名義人本人と代理人との間の委任関係を確認する場合があります。**委任関係が確認できない場合、書類を受け付けることができないおそれがありますので、御注意ください。**

委任関係の確認は、原則委任状により行いますが、候補者届出書及び通称認定申請書については候補者届出書の欄外「通常の活字・書体にて可」の部分に届出（作成）名義人の押印又は署名が必要なことから委任状は不要です。また、その他の届出書類についても、立候補届出会場において、立候補届出手続に引き続き届け出る場合は委任状は不要です。

なお、いずれの届出書類も届出（作成）名義人の押印がある場合は、代理人が届け出る場合であっても委任状の提出は不要ですが、記載内容を訂正する場合は、原則として届出（作成）名義人本人の押印（訂正印）が必要です。

届出者が届出（作成）名義人であるか代理人であるかに関わらず、また委任状の要否に関わらず来庁者の本人確認書類を御提示いただく場合がありますので、**届け出の際は必ず本人確認書類を御持参ください。**

本人確認書類は、官公署等が発行した免許証や許可証等をお持ちください。本人確認書類の例を提示すると、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、健康保険の資格確認書、その他官公署等が発行した証明書等が挙げられます。

第2 候補者となるためには

1 候補者としての資格

(1) 被選挙権があること

日本国民であつて、年齢満25年以上の者で、次の欠格事項に該当しない者でなければ候補者となることができません（法10①Ⅵ、11①②、11の2、86の8①、政規法28、電子投票特例法17）。

【欠格事項】

ア 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

ウ 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪（収賄罪）又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者

エ 選挙等の犯罪により拘禁刑に処せられその刑の執行猶予中の者及び法第252条の規定により被選挙権を停止されている者

オ 政規法第28条の規定により被選挙権を停止されている者

カ 電子投票特例法第17条の規定により被選挙権を停止されている者

(2) 連座制の適用による立候補制限

法第251条の2又は第251条の3の規定により連座制の適用を受けた者は、その連座裁判の確定等の日から5年間、対象となった選挙と同じ選挙の同一選挙区で候補者となることができません（法86の8②）。

(3) 重複立候補の禁止

一つの選挙で候補者となった者は、地域と選挙の種類を問わず同時に他の選挙の候補者となることができません（法87）。

(4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

ア 投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で当該選挙の候補者となることができません（法88）。

イ 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き、現職のまま立候補することはできません。もし、これらの者が立候補すれば立候補届出を受理されたと同時にその公務員たることを辞したものとみなされます（法89、90）。

(5) 市と請負関係にある場合の当選人の失格

川崎市と請負関係にある者が立候補し、当選した場合、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を市選挙管理委員会に届け出しないときは、その当選を失いますので、御注意願います（法 104）。

2 立候補届出手続

立候補届出に必要な書類への押印は、一部を除き不要となりましたが、記載内容を訂正する場合は、原則として届出（作成）名義人本人の押印（訂正印）が必要です

なお、届出者が代理人である場合は、代理人の本人確認書類を必ずお持ちください。

また、代理人が届け出る場合には「代理人が届け出る場合の留意点」（2 ページ）を御確認の上、手続きを行ってください。

(1) 必要な書類

ア 「候補者届出書（本人届出又は推薦届出）」（法 86 の 4①②）

なお、推薦届出の場合は、次のイ、ウ、エ及びオのほかに「候補者推薦届出承諾書」及び「推薦届出者の選挙人名簿登録証明書（川崎市内の区の選挙人名簿に登録されている旨の当該区選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録証明書）」が必要です（法 86 の 4④、令 89②Ⅱ）。

(注) 「候補者届出書（本人届出又は推薦届出）」に押印した印鑑は、届出の際必ず持参してください。

イ 「供託証明書」（法 86 の 4④、令 89②Ⅰイ）

(ア) 供託金 現金 240 万円又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければなりません。供託は、本人届出の場合は、候補者となろうとする者の名義で、推薦届出の場合は、推薦届出者の名義で次に掲げる法務局に供託することが必要です（法 92①）。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
横浜地方法務局川崎支局	川崎市川崎区宮前町 12-11	044-244-4166

(イ)「供託証明書」は、供託をした法務局で交付します。なお、法務局が供託金を払込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払込まないと供託の効力が生じません（記載に当たっては、記載例を参照してください。）。

(供託書 記載例)

供託書・OCR用 (延)		☐ 下記入 ☐ 下付 係長印 受付 封入 封入			
申 込 年 月 日 令和 7 年 9 月 22 日		供託コード番号 () カードご利用の方は記入してください。		法令系 公証新業法改正関係書類	
供託所の表示 相模地方法務局川崎支局		供託者の住所 〒210 8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町3番地3		供託者は、令和7年10月26日に行われる 予定の川崎市長選挙につき、候補者として、当 該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託 する。	
氏名・氏名等 選挙太郎		印は不要		戸籍に記載された氏名	
代表者又は代理人の氏名 川崎市		別添のトおり のよりめから別添のトに 記載してください。		官庁の名称 川崎市長選挙選挙長	
供託金額 ￥ 2 4 0 0 0 0		供託 年 月 日		備考	
供託者 センキョタロウ		供託 年 月 日		備考	

ウ 「宣誓書」(候補者となることができない者でない旨の宣誓書)(法 86 の 4④)

候補者が被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び当該選挙において候補者となることができない者でない旨を宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。

エ 「所属党派証明書」(法 86 の 4④)

無所属の方は必要ありませんが、その場合、「ア」の候補者届出書の党派欄に無所属と記載しなければなりません。なお、政党等に所属していても、「所属党派証明書」を有しない方は、「ア」の候補者届出書の党派欄に無所属と記載しなければなりません。

オ 「戸籍の謄本又は抄本」(令和7年8月以降発行のもの。全部事項証明又は個人事項証明も可)

(力 「住民票」)

法律上必要とされる書類ではありませんが、「候補者届出書」に記載された住所の確認のため、提出をお願いいたします。(令和7年8月以降発行のもの)

(キ 「通称認定申請書」)

(注) 本名(戸籍名)に代えて通称を使用したい場合は、立候補の届出と同時に申請しなければなりません(10 ページ参照)。

(2) 届出の日及び届出先

ア 届出の日 10月12日(日)(選挙期日の告示日)

(注) ① 万一、候補者たることを辞退する場合は同日に限りすることができます(法86の4⑩)。

② 補充立候補届出の期間については、「選挙の日程(抄)」(1ページ)を参照してください(法86の4⑤)。

イ 届出の時間 届出は、午前8時30分から午後5時まで受け付けます(法270本文)。

ウ 届出先 川崎市役所南庁舎18階 第5・6会議室で立候補届出の受理を行う選挙長(2ページ参照)へ届け出なければなりません(法86の4①②)。

(3) 立候補届出の受付方法

立候補届出の受付は、10月12日(日)午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は次の方法により決定します。

ア 受付の順序を決めるくじ

午前8時30分までに立候補届出に必要な書類を持参した届出者については、次の予備くじ及び本くじを引き、受付の順序を決めます。

*「予備くじ」… 本くじを引く順序を決めるくじをいいます。なお、予備くじは、到着順にくじを引いていただきます。

*「本くじ」… 立候補届出の受付順序を決めるため、予備くじの結果の順序により引くくじをいいます。

イ 立候補届出の受付

「ア」によって受付の順序が決まると、この順序によって立候補届出の受付を開始します。

(注) 10月12日(日)の午前8時30分までにおいでにならなかった方(午前8時30分を過ぎてから午後5時までにおいでになった方)又は届出の書類がそろっていない方は、くじを引いた方たちの後に受け付けます。したがって、これらの方は、その到着順序によって受付を行うことになります。

〈候補者届出書の記載例（本人届出の場合）〉

通常の活字・書体にて可

届出受理番号	選挙人名簿登録番号
	投票区
	受付
	頁
	行

受	令和7年10月12日	担	任	書記長	選挙長
理	午前	時	分	受理	
	午後				

川崎市長選挙候補者届出書（本人届出）

ふりがな 候補者	せんき 太郎 選挙太郎			性別 男
本籍	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地			
住所	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地			
生年月日	昭和43年4月10日（満57歳）			
党派	無所属	職業	会社役員	
一のウェブサイト等のアドレス	https://www.〇〇〇.com /			
選挙	令和7年10月26日執行 川崎市長選挙			
当該選挙に係る長と兼ねることができない職にある者についてはその職名				
添付書類	1 供託証明書 2 宣誓書 3 選挙区別選挙人名簿記載証明書 4 戸籍の謄本又は抄本			

上記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和7年10月12日

氏名 選挙太郎

(宛先) 川崎市長選挙選挙長 廣田 健一

備考

- 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載してください。
- 公職選挙法第86条の4第4項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載してください。
- 公職選挙法施行令第89条第4項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称)何々」と記載してください。
- 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載してください。また、当該選挙に係る長と兼ねることができない職にある者についてはその職以外の職名を記載し、「当該選挙にかかる長と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄に当該兼ねることができない職名を記載してください。
- 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(4) 立候補届出書類記載上の注意事項

【全般的事項】

文字は、楷書で明確に記載してください。

【個別事項】

ア 「候補者届出書」関係

(ア) 候補者欄

a 「氏名」は、「戸籍謄(抄)本」に記載されている氏名(戸籍名)のとおりに記載してください。ただし、旧字、誤字、俗字で記載されている文字は現在通用している字体に直して記載してください。

b 「ふりがな」は、ひらがなで記載してください。

なお、「戸籍謄(抄)本」に記載されている氏名以外の氏名を選挙運動で使用する場合(通称を使用する場合)にも戸籍名で記載してください(通称認定の申請については、10 ページ参照)。

(イ) 性別欄

男、女の別を記載してください。

(ウ) 本籍欄

「戸籍謄(抄)本」に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。
ただし、数字は、算用数字(1、2、3・・・)に直して記載してください。

(エ) 住所欄

「住民票」に記載されているとおりに都道府県名から記載してください。ただし、数字は、算用数字(1、2、3・・・)に直して記載してください。

(オ) 生年月日

a 「戸籍謄(抄)本」又は「住民票」に記載されているとおりに、元号(明治、大正、昭和、平成)から記載してください。

b 満年齢は、投票日(10月26日)現在で算定(巻末付録3「年齢早見表」を参照)して、記載してください。

c 数字は、算用数字(1、2、3・・・)に直して記載してください。

(カ) 党派欄

a 「所属党派証明書」を有する者は、その政党等名を記載してください。

b 政党等に所属していない者は、「無所属」と記載してください。なお、政党等に所属していても、「所属党派証明書」を有しない者は「無所属」と記載してください。

(キ) 職業欄

a 主として生計を立てている職業を一つ記載してください(「主婦」は、職業とは解されていませので無職と記載してください。)

《記載例》川崎市長(現職の場合のみ)、会社社長、団体役員、政党役員、会社員、弁護士等

- b 兼職禁止の職にある者は、この欄には、別の職名を記載し、「当該選挙に係る長と兼ねることができない職にあるものについてはその職名」欄(ケ)に、当該兼職禁止の職名を記載してください。

＊注 1 市長との兼職禁止の職

- ① 衆議院議員又は参議院議員（地方自治法 141①）
- ② 地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（地方自治法 141②）

＊注 2 兼職禁止の職にある者は、法第 89 条により立候補することができず、もし、現職のまま立候補した場合には法第 90 条の規定により、立候補届出書類が受理されたと同時にその職を辞したものとみなされます。ただし、任期満了による選挙について、現職の者が、その選挙に立候補する場合は現職のまま立候補することができます。

(ク) 一のウェブサイト等のアドレス欄

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができます（アドレスは「http」から記載してください。）。

(ケ) 当該選挙に係る議員と兼ねることができない職にあるものについてはその職名
兼職禁止の職にある者は、この欄に当該職名を記載してください。（兼業禁止については（キ）参照）

(コ) 添付書類欄

無所属の者は、「3 所属党派証明書」を二本線で抹消してください。

(サ) 枠外下部の記載事項

候補者欄に記載した氏名（戸籍名）を記載してください。

(シ) 押印箇所について

枠外上部の「通常の活字・書体にて可」の右横に候補者の署名又は押印をしてください。なお、抹消又は訂正した部分がある場合には、原則として候補者の印を押印のうえ訂正してください。

＊注 「通常の活字・書体にて可」とは、届出書に記載された事項は、原則としてそのまま告示されることとなりますが、記載された者の筆勢やクセによる字体については、通常の活字書体で告示してよい旨を承諾していただくためのものです。

イ 「宣誓書」関係

候補者が被選挙権を有すること、重複立候補をしていないこと及び当該選挙におい

て候補者となることができない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。

候補者届出書に記載したとおりの住所及び氏名（戸籍名）を記載してください。

(5) 通称認定申請

ア 「通称使用」とは、選挙管理委員会が告示し、又は作成する文書等において、本名（戸籍名）に代えて記載又は使用する次の場合をいいますが、この場合には、候補者本人が、選挙長に対して「通称認定申請」を行う必要があります。

(ア) 戸籍簿に記載された氏名が常用漢字にない文字である場合に、これを常用漢字にあてて記載してもらいたい場合

(イ) 戸籍簿に記載された氏名が漢字である場合に、これをかな書きで記載してもらいたい場合

(ウ) 戸籍簿に記載された氏を改姓前の氏（いわゆる旧姓）で記載してもらいたい場合

(エ) 戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）によらず、他の氏名を使用してもらいたい場合

イ 申請する場合において、上記（ア）、（イ）及び（ウ）の場合については、申請書のみで足りますが、（エ）の場合には、本名（戸籍名）に代わるものとして広く通用していることを説明し、そのことを証するに足る資料の提示（添付）が必要です（令 89 ⑤準用令 88⑧）。

＊注 <広く通用していることを証する資料>とは、通称使用したい氏名によりなされている著書、新聞記事、公の機関の発行した文書、名刺、葉書又は手紙等の信書など社会的に広く通用している実績を示すものです。

通称認定申請が認められますと、次のウの事項については全て通称で記載されることになり、候補者も通称を使用しなければなりません。なお、投票の効力判定と通称使用の有無とは、関係ありません。

ウ 通称名で記載され、又は使用しなければならない事項

(ア) 立候補届出の告示

(イ) 新聞広告

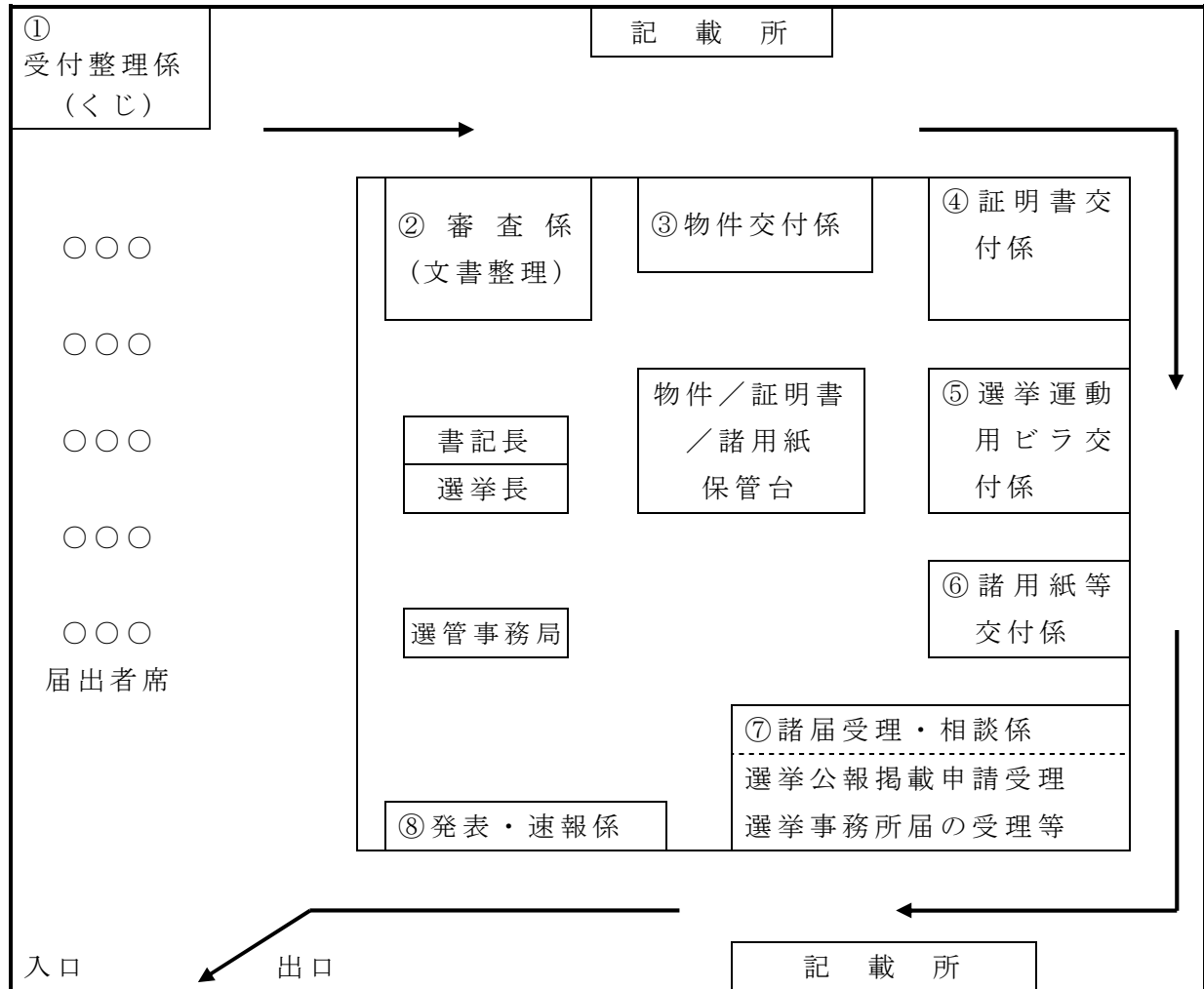
(ウ) 選挙公報

(エ) 投票所内の氏名等掲示

(オ) 期日前投票所内及び区選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票場所内の氏名等掲示

(注) 上記以外のもの、例えば、選挙運動用ポスター、ビラ、立札、看板等に本名（戸籍名）あるいは通称のいずれを使用するかは、通称認定申請にかかわらず候補者が自由に決められます。

(参考) 届出書受理場所の概略図・届出書類



- (注) 1 選挙事務所の設置届は、設置した区の選挙管理委員会事務室で受理します。
 2 公営施設使用の個人演説会開催申出の受理は、当該施設の所在する区の選挙管理委員会事務室で行います。

◎ 10月12日に提出しなければならない書類
 (市選管へ提出)

- 1 立候補届出関係 (選挙長へ提出)
 - (1) 候補者届出書
 - (2) 供託証明書
 - (3) 宣誓書
- ※(4) 所属党派証明書 (無所属の場合を除く)
- (5) 戸籍の謄本又は抄本
- ※(6) 住民票 (住所確認のため、提出に御協力願います。)
- ※(7) 通称認定申請書 (通称名を使用する場合)
- 2 選挙公報関係
 - (1) 選挙公報掲載申請書
 - (2) 選挙公報掲載文原稿
 - (3) 掲載写真

掲載文原稿と掲載写真については市選挙管理委員会にて事前相談の際にお預かりしている場合を除きます。

◎ 10月12日に提出すべき書類
 (市又は区選管へ提出)

- 1 選挙事務所設置届 (区選管へ提出)
- 2 出納責任者選任届 (市選管へ提出)
- 3 報酬を支給する者の届出書 (市選管へ提出)
- 4 選挙運動用ビラ届出書 (市選管へ提出)
- ※5 選挙立会人となるべき者届出書・承諾書
 (届出期限=選挙期日前3日) (選挙長(市選管)へ提出)
- ※6 開票立会人となるべき者届出書・承諾書
 (届出期限=選挙期日前3日) (区選管へ提出)
- ※7 (公営施設使用の) 個人演説会開催申出書
 (公営施設使用の個人演説会を開催する場合)
 (区選管へ提出)

8 公費負担関係 (市選管へ提出)

- (1) 選挙運動用自動車の使用の契約届出書
- (2) 選挙運動用自動車燃料代確認申請書
- (3) 選挙運動用ビラ作成契約届出書
- (4) 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
- (5) 選挙運動用ポスター作成契約届出書
- (6) 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

3 立候補の届出をしたときに交付される証明書等

(1) 証明書、物件等

1	自動車・船舶用表示板	1 枚
2	拡声機用表示板	1 枚
3	乗車・乗船章（腕章）	4 枚
4	選挙運動員章（腕章）	11 枚
5	標 旗	1 流
6	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚
7	選挙運動用通常葉書差出票	175 枚
8	選挙運動用ビラ証紙交付票	1 枚
9	新聞広告掲載証明書	2 枚
10	選挙運動費用支出制限額告知書	1 枚

(2) 諸用紙等（＊）

1	選挙事務所設置・異動（廃止）届用紙
2	個人演説会開催申出書用紙
3	開票立会人となるべき者の届出書用紙（承諾書共）
4	選挙立会人となるべき者の届出書用紙（承諾書共）
5	選挙人名簿登録証明書用紙
6	出納責任者選任（異動）届用紙
7	選挙運動費用収支報告書用紙（「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」「振込明細書に係る支出目的書」を含む。）
8	届出書用紙（報酬を支給する者の届出書）
9	選挙運動用ビラ届出書
10	公費負担のしおり（「契約届出書等の記載例」を含む。）
11	選挙運動の公費負担に関する届出諸用紙一式
12	候補者のしおり（本書）
13	地方選挙の手引（令和 7 年）
14	選挙公報掲載申請書用紙
15	選挙公報掲載文原稿用紙
16	選挙公報掲載文原稿用紙見本
17	選挙公報原稿規格確認用クリアスケール
18	選挙公報掲載文原稿用紙ケース
19	選挙公報掲載文撤回（修正）申請書用紙
20	選挙公報掲載申請のしおり
21	選挙郵便のご案内 川崎市長選挙候補者の皆様へ（日本郵便株式会社）

（＊）諸用紙等の交付については既にお渡しした候補者の方は除きます。

帳票・様式類は本市ホームページにも掲載していますので、必要に応じてダウンロード・印刷して御使用ください。

なお、これらの交付物件等を汚損又は破損して使用に耐えないときは、再交付申請書（用紙は、区又は市選挙管理委員会にあります。）を提出して、そのものと引換えに新品の再交付を受けてください。

交付物件等を紛失又は焼失したときは、紛失の場合は、紛失届を所轄警察署に提出した旨を再交付申請書に付記し、焼失の場合は、焼失のため使用できなくなった理由を説明した書面（候補者の署名が必要です。）を再交付申請書に添えて、それぞれ申請してください。

ただし、「候補者用通常葉書使用証明書」、「選挙運動用通常葉書差出票」及び「新聞広告掲載証明書」を紛失又は焼失した場合は、原則として再交付しませんので十分注意してください。

〔 到 着 番 号 札 〕

川 崎 市 長 選 挙

到 着 順 _____

く じ 番 号 _____

（予備くじ）

	ポスター掲示場の掲示区画 No.
受 付 順 序 （本くじ）	
候 補 者 氏 名	
届 出 済 印 （選挙長印）	

※ 届出、交付物件を受領する際は、本票を提示してください。

※ ポスター掲示場には、当受付順序（本くじ）と同一の番号を表示した掲示区画に選挙運動用ポスターを1枚だけ掲示することができます。

第3 候補者となってから

1 選挙事務所

- (1) 選挙事務所は、1 候補者につき1 箇所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができ、この期間内はいつでも選挙事務所を異動（移転又は廃止）することができますが、1 日に1 回を超えて移動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません（法 131①②）。
- (2) 選挙事務所の設置は、選挙の当日については、当該選挙の投票所を設けた場所の入口から 3 0 0 m 以外の区域に限られます。なお、選挙の当日、この 3 0 0 m の区域内に該当する選挙事務所は、選挙期日の前日までに閉鎖又は当該区域外に移転しなければなりません、閉鎖又は移転した場合は、直ちに選挙事務所異動又は廃止届を(3)により区選挙管理委員会に提出しなければなりません（法 132）。
- (3) 選挙事務所を設置した場合は「選挙事務所設置届」を、選挙事務所を移転又は廃止した場合は「選挙事務所異動届」を、それぞれ直ちに区選挙管理委員会（区の異なる異動の場合は、新・旧 2 箇所の区）に提出しなければなりません（法 130②、令 108）。
- (4) 選挙事務所を設置（異動）することができる者は、候補者自身又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）です（法 130①）。

推薦届出者が選挙事務所の設置（異動）を届け出る場合には、「選挙事務所設置（異動）承諾書」（用紙は区又は市選挙管理委員会にあります。）をその届出書に添付しなければなりません。この場合、推薦届出者が数人あるときは、「推薦届出代表者証明書」（用紙は区又は市選挙管理委員会にあります。）を併せて添えなければなりません（令 108②③）。
- (5) 選挙事務所（1 箇所）のほかは、選挙運動員が集会する場所等選挙事務所に類似の施設（休憩所、連絡所等）は、いかなる名称をもってしても設置することはできません（法 133）。
- (6) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類（大きさは、縦 350 cm×横 100 cm 以内）の数は、通じて 3 を超えることができず、また、ちょうちん（大きさは、高さ 85 cm×直径 45 cm 以内）は、1 個に限られます（法 143⑦⑨⑩）。

2 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機

- (1) 主として選挙運動に使用される自動車（道路交通法〔昭和 35 年法律第 105 号〕第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車をいいます。以下「自動車」といいます。）と船舶は、いずれか 1 台（1 隻）に限り使用でき、立候補届出のときに交付される表示板を、自動車にあつては前面に、船舶にあつては操舵室の前面等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません（法 141①⑤⑥、執行規程 17）。

(2) 選挙運動に使用できる自動車は、次の乗用の自動車 1 台に限られます（法 141①⑥、令 109 の 3）。

なお、その構造上宣伝を主たる目的とする自動車は、使用を禁止されています（法 141①）。

ア 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます。）

イ 4 輪駆動式の自動車で車両重量 2 トン以下のもの（上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものを除きます。）

ウ ア及びイ以外の乗車定員 10 人以下の乗用自動車（二輪自動車（サイドカー付きのものを含みます。）以外の自動車については、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除きます。）

(3) (2) の自動車車体に立札、看板を掲示する場合等で制限の上限寸法を超える場合は、あらかじめ【制限外積載・設備外積載・荷台乗車】許可申請書（道路交通法施行規則〔昭和 35 年総理府令第 60 号〕8、別記様式第 4）2 通を出発地（選挙運動を開始する地をいいます。）を管轄する警察署長に提出（市選挙管理委員会が交付した表示板を提示すること。）してその許可を受けてください（道路交通法 56、57）。

また、警察署では、事前相談に応じますので所轄警察署とあらかじめ連絡をとってください。

なお、看板の取付方法によっては、看板ではなく立体感をもつ広告塔やあんどんと認められ、規制を受ける場合がありますので注意してください。

このほか自動車の使用については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等による規制を受けますから注意してください。

(4) 自動車（船舶）に乗車（乗船）する者は、候補者及び自動車の運転手（1 人に限ります。）又は船舶の運航に従事する船員（人数に制限はありません。）を除いて 1 台（1 隻）につき 4 人を超えることはできません。この 4 人は市選挙管理委員会が交付する乗車・乗船章（腕章）を着用していなければなりません（法 141 の 2）。

(5) 候補者が主として選挙運動用として使用できる拡声機（携帯用のものを含みます。以下同じ。）は 1 そろいですが、これには市選挙管理委員会が交付する表示板を送話口の下部等外部から見やすい箇所に使用中、常に掲示しておかなければなりません（法 141①⑤、執行規程 17）。

なお、上記のほか個人演説会（演説を含みます。）の場合に限り、その開催中、その会場で別に 1 そろい使用しても差し支えないことになっており、これには表示板を付ける必要はなく、会場に備え付けてあるものでも他から持参したものでも構いません（法

別記様式第四（道路交通法施行規則 第8条関係）

制限外積載 設備外積載 許 可 申 請 書 荷台乗車						
警 察 署 長 様		年 月 日 住 所 申請者 氏 名				
申請者の免許の種類		免許証番号又は 免許情報記録の番号				
車 両 の 種 類		番号標に表示さ れている番号				
車 両 の 諸 元	長 さ	幅	高 さ	最大積載重量		
	m	m	m	kg		
運 搬 品 名						
制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量		
	m	m	m	kg		
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右		
	m	m	m	m		
設 備 外 積 載 の 場 所		荷 台 に 乗 せ る 人 員				
運 転 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
運 転 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地			
	通行する道路					
制 限 外 許 可 証 第 号 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> 年 月 日 警 察 署 長 印					条 件	
条 件						

141①ただし書)。

(6) 表示板及び乗車・乗船章(腕章)は、選挙期日後直ちに市選挙管理委員会にお返しください。

(7) 主として選挙運動用として使用される自動車又は船舶の上では、午前8時から午後8時までの間に限って連呼行為が許されます(法140の2①ただし書)。

ただし、連呼行為をする者は、学校(学校教育法〔昭和22年法律第26号〕第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいいます。以下同じ。)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければなりません(法140の2②)。

また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第46条」、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第57条」において商業用の宣伝放送を行う者の遵守事項について、次のように規定しておりますのでこれに準じて御協力願います。

○ 同一場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと。

○ 拡声機から発する音量は、騒音の規制基準値(例えば、第一種低層住居専用地域の場合、50デシベル)プラス10デシベルとすること。この場合において音量は、音源から1メートルの位置において測定した音量とすること。

また、地形等の周囲の環境によっては、音が反響し、増幅される地域もありますので、ご配慮をお願いします。

(8) 候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者(道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいいます。)その他の者との契約により選挙運動用自動車を有償で使用した場合には、一定限度額の範囲内において無料(公費負担)で 사용할 ことができます。

ただし、供託金が没収となる候補者については公費負担は適用されず、その経費はすべて自己負担となります。また、供託金が没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります(法141⑧、公費負担条例2)。

なお、「公費負担」についての詳細は、別に配布する「公費負担のしおり」で説明してありますので、御覧ください。

3 選挙運動用通常葉書

(1) 候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、立候補届出の日から選挙期日(投票日)の前日までに35,000枚を頒布することができます(法142①V)。

(2) 通常葉書は、立候補届出の際に交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を当該配

達事務を取り扱う日本郵便株式会社の各郵便局（川崎港、中原、高津、宮前、登戸、麻生）に提示して無償で交付を受けることができます。

なお、その際併せて「受領証」を提出していただきますので、候補者の印鑑を持参してください（公職選挙郵便規則〔昭和 25 年郵政省令第 4 号〕2、平成 28 年日本郵便株式会社公告）。

(3) 手持ちの日本郵便株式会社が発行する葉書又は私製葉書を使用するときは、(2) の証明書を添えて(2) の日本郵便株式会社の各郵便局に提出して選挙用である旨の表示を受けなければなりません。なお、手持ちの葉書を使用した場合は、当該葉書の購入費用は請求できませんので御注意ください。

(4) 選挙運動用通常葉書を差し出すときは、立候補届出の際に交付される「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、必ず「郵便物の配達事務を取り扱う(2) の日本郵便株式会社の各郵便局の窓口」に差し出すことになっていますので、絶対にポストに投入しないようにしてください（公職選挙郵便規則 8）。

(5) (4) の「選挙運動用通常葉書差出票」1 枚で差し出すことのできる選挙運動用通常葉書の枚数は、200 枚までです。したがって、200 枚を超えて葉書を差し出すときは、超える数 200 枚ごとに、新たな差出票が必要となります。

なお、詳しくは、差出票の裏面に記載されている使用上の注意を参照してください。

(6) 選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ又はき損したもの（以下「書損葉書」といいます。）については、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書をそれに充てることができますので、この場合は、書損葉書と引換えに(2) の日本郵便株式会社の各郵便局で手持ちの葉書に選挙用である旨の表示を受けてください（公職選挙郵便規則 6 - 1）。

なお、宛先不明、転居先不明等で返送された葉書は、使用済みの取扱いとなり、引換えできませんので、宛先の記載については十分注意してください。

(7) 書留、速達等の特殊扱いは認められません。

(8) 交付を受けた選挙運動用通常葉書は、他人に譲渡することはできません（法 177②）。

4 選挙運動用ビラ

(1) 候補者が選挙運動のために頒布することができる選挙運動用ビラは、候補者 1 人につき 2 種類以内で、その限度枚数は 70,000 枚以内です（法 142①V）。

なお、限度枚数の範囲内で 1 種類又は 2 種類のビラを作成し、頒布できます。

(2) ビラの大きさは、長さ 29.7 cm、幅 21 cm (A4 判) を超えてはなりません（法 142⑧）。

(3) ビラには、その表面に頒布責任者と印刷者の氏名（法人にあつては名称：「株式会社〇〇印刷所」等）及び住所（法人にあつては所在地）を記載しなければなりません（法 142⑨）。

(4) ビラは、市選挙管理委員会から交付される選挙運動用ビラ証紙を貼らなければ頒布す

ることができません。この証紙は、選挙運動用ビラ届出書（ビラの見本3枚（2種類の場合はそれぞれ3枚）を添付してください。）及び立候補届出のときに交付される選挙運動用ビラ証紙交付票に所要事項を記入した上、市選挙管理委員会に提出して、交付を受けてください（法142⑦）。

(5) ビラの頒布は、新聞折込みによる頒布又は当該候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内若しくは街頭演説の場所における頒布の方法に限られています（法142⑥、令109の6Ⅲ）。

(6) 交付を受けた選挙運動用ビラ証紙は、他人に譲渡することはできません（法177②）。

(7) 候補者は、ビラを有償契約で作成した場合には、一定の枚数及び限度額の範囲内において無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金が没収となる候補者については公費負担は適用されず、その作成費はすべて自己負担となります。また、供託金が没収とならない候補者であっても一定限度額を超える経費は自己負担となります（法142⑩、令109の8、公費負担条例8）。

なお、ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

「公費負担」についての詳細は、別に配布する「公費負担のしおり」で説明してありますので御覧ください。

5 選挙運動用ポスター

(1) ポスターの大きさは、長さ42cm、幅30cmを超えてはなりません（法144④）。

(2) ポスターには、その表面に当該ポスターを使用する候補者の氏名を選挙人に見やすいように記載しなければなりません。また、掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあっては名称：「株式会社〇〇印刷所」等）及び住所（法人にあっては所在地）を記載しなければなりません（法144⑤、法144の4の2①）。

(3) 候補者は、その責任を自覚し、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはなりません（法144の4の2②）。

なお、市選挙管理委員会では、ポスターに関しての事前審査、内容確認は行いません。

(4) ポスターは、区選挙管理委員会が投票区単位に設置したポスター掲示場以外には掲示できませんので注意してください（法143④、144の2⑧、ポス掲条例）。

(5) ポスター掲示場には、立候補の届出の順序と同一の番号を表示した掲示区画に選挙運動用ポスターを1枚だけ掲示することができます（法143④、執行規程24②）。

なお、ポスター掲示場の掲示区画は、概ね縦横45cmの規格で作成してあります。

(6) ポスター掲示場の設置場所の一覧表及び位置を表示した地図は、本市ホームページに
9月30日から掲載しますので、そちらを御確認ください。なお、書面での交付を希望
する場合は9月30日以降各区選挙管理委員会において候補者1名につき各1部交付し
ます。

(7) ポスター掲示場にポスターを掲示することができるのは、選挙期日の告示日（10月
12日）、ただし、法第86条の4に規定する候補者届出の受理後）からです。

(8) 候補者は、ポスターを有償契約で作成した場合には、一定の枚数及び限度額の範囲内
において無料（公費負担）で作成することができます。ただし、供託金が没収となる候
補者については公費負担は適用されず、その作成費はすべて自己負担となります。また、
供託金が没収とならない候補者であっても一定限度額を超える経費は自己負担となりま
す（法143⑮、令110の4、公費負担条例9）。

なお、ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても選挙
運動費用に算入しなければなりませんから注意してください。

「公費負担」についての詳細は、別に配布する「公費負担のしおり」を御覧ください。

6 新聞広告

(1) 候補者は、選挙運動の期間中2回に限り、有料で新聞広告をすることができます。こ
の場合、2回とも同一の新聞であることを要しません（法149④）。

(2) 広告の寸法は、横9.6cm、縦2段組以内で、掲載場所は記事下に限られます（規則19①⑤）。

(3) 広告の色刷りは認められません（規則19⑤）。

なお、候補者の本名に代えて、通称の認定を受けたときは、新聞広告は通称によらな
ければなりません（令89⑤、準用令88⑧）。

(4) 2人以上の候補者が共同して広告を行うことは、1人分のスペースの範囲内であれば
差し支えありませんが、その場合の回数は、各候補者につき、それぞれ1回として計算
されます。

(5) 広告の掲載手続きは、立候補の届出の際に選挙長から交付される「新聞広告掲載証明
書」に掲載原稿を添えて自分の希望する新聞社に提出して掲載の申込みをすることにな
っています（執行規程28）。

(6) 候補者の希望する期日に掲載を依頼するには、なるべく早目に申し込まれることをお
薦めします。

7 インターネット等を利用する方法による選挙運動

(1) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 定義

ウェブサイト等を利用する方法とは、「インターネット等を利用する方法のうち、電子メールを利用する方法」を除いたものをいいます（法 142 の 3①）。

イ 主体

候補者・政党等に限らず、一般の有権者を含む全ての者が、ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動をすることができます。

ただし、18歳未満の者など、従前から選挙運動を禁止されている者は、ウェブサイト等を利用する方法によっても選挙運動をすることはできません。

ウ 手段

ウェブサイト等を利用する方法とは、ウェブサイト（いわゆるホームページ）、ブログ・掲示板、エックス（旧ツイッター）、フェイスブックなどの SNS、動画共有サービス（Youtube、ニコニコ動画等）、動画中継サイト（ニコニコ動画の生放送等）などの手段が挙げられます。

エ 表示義務

ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その文書図画に、その者に連絡をする際に必要となる情報（電子メールアドレスやエックス（旧ツイッター）のユーザー名、返信用フォームなど）を表示しなければなりません（法 142 の 3③）。

オ 選挙期日当日の取扱い

インターネット等を利用する方法による選挙運動も、選挙の告示日（立候補届出が受理された後）から選挙期日の前日まででなければなりません（法 129）。

ただし、選挙期日の前日までにウェブサイト等を利用する方法により頒布された選挙運動用文書図画（ホームページのコンテンツなど）については、選挙期日当日においても削除せずに、受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができます（法 142 の 3②）。

(2) 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布

ア 定義

電子メールを利用する方法の「電子メール」とは、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する電子メール」のことをいい（法 142 の 3①）、SMTP 方式又は電話番号方式の 2 つが定められています。

※ 上記 2 つの通信方式以外を用いるもの、具体的にはフェイスブックや LINE などの SNS のユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、「電子メール」ではなく「ウェブサイト等」に該当しますので、一般有権者も利用することができます。

イ 送信主体の制限

選挙運動用電子メールは、候補者及び政党等（川崎市長選挙にあつては当該選挙の確認団体。以下同じ。）に限り送信することができ、それ以外の者については禁止されています（法 142 の 4①）。

なお、選挙運動用電子メールを転送する行為は、一般には新たな送信行為であると考えられますので、候補者又は政党等以外の者が、候補者又は政党等から送信された選挙運動用電子メールを転送することはできません。

ウ 送信先の制限

選挙運動用電子メールの送信先は、その送信に同意した者に限るなどの制限があります（法 142 の 4②）。

エ 表示義務

選挙運動用電子メールには、送信者の氏名や名称、電子メールアドレスなどの一定の事項を表示しなければなりません（法 142 の 4⑥）。

オ 選挙期日当日の取扱い

電子メールを利用する方法による選挙運動も、選挙の告示日（立候補届出が受理された後）から選挙期日の前日まででなければすることができません（法 129）。

(3) 有料のインターネット広告の禁止等

選挙運動のためにする有料インターネット広告は禁止されますが、政党等に関し、選挙運動期間中に当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする政治活動用有料広告を掲載することができます（法 142 の 6④）。

(4) その他

ア 二次元コード等

文書図画に二次元コードその他これに類する符号等が記載・表示されている場合に、当該二次元コード等を読み取った際に表示される事項は、当該文書図画に記載・表示されているものとみなされます（法 271 の 6①）。

ただし、当該二次元コード等を読み取った後に表示される事項が、公職選挙法上文書図画に記載し又は表示しなければならない事項（法定記載事項）であるときは、当該文書図画に記載・表示されていないものとされますので、法定記載事項を二次元コード等により文書図画に記載・表示することは認められません（法 271 の 6②）。

イ DVD 等

文書図画を記録した電磁的記録媒体（例えば DVD や USB メモリ）を頒布することは、当該文書図画を頒布する行為とみなされますので、選挙運動用文書図画を記録した DVD や USB メモリを頒布することは法定外の選挙運動用文書図画の頒布行為に当たり認められません（法 271 の 6③）。

ウ 選挙期日後の挨拶行為

インターネット等を利用する方法による選挙期日後の当選又は落選に関する選挙人への挨拶行為については、これを行うことができます（法 178Ⅱ）。

8 個人演説会

(1) 開催場所

ア 公営施設使用の個人演説会の開催場所は、次のとおりです（法 161①）。

（ア） 学校（学校教育法〔昭和 22 年法律第 26 号〕第 1 条に規定する学校をいいます。）

及び公民館（社会教育法〔昭和 24 年法律第 207 号〕第 21 条に規定する公民館をい

います。)

(イ) 地方公共団体が管理する公会堂（本市にはありません。）

(ウ) 市選挙管理委員会が指定した施設

イ 公営施設以外の施設使用の個人演説会は、次の建物又は施設において開催することができません（法 166）。

(ア) 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除きます。）

(イ) 汽車、電車、乗合自動車、船舶（法第 141 条第 1 項から第 3 項までに規定する選挙運動用の船舶を除きます。）及び停車場その他鉄道地内

(ウ) 病院、診療所その他療養施設

(2) 開催申出

ア 公営施設使用の個人演説会の開催の申出は、立候補届出の際に市選挙管理委員会が交付する「個人演説会開催申出書」によって開催日前 2 日（前々日）までに当該施設の所在する区選挙管理委員会に申し出なければなりません（法 163、令 112①）。

イ 公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする場合、同一の施設について、同時に 2 以上の開催申出をし、又は既に申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできません（令 112②）。

ウ 個人演説会の開催申出が受理されても、施設管理者から開催の承諾がないときは開催できません。

エ 公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、当該施設の管理者等の承諾を得て、その承諾を得たときから開催することができます。

(3) 開催回数

開催回数に制限はありません。

(4) 公営施設の使用時間

公営施設を使用する個人演説会の施設使用時間は、1 回につき 5 時間を超えることはできません（令 112③）。

なお、5 時間以内であっても、当該施設に関する管理条例等で使用時刻等が規定されている場合は、当該条例等の定めるところによります。

(5) 施設使用の費用

ア 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合の施設（設備を含みます。）の使用については、候補者 1 人について同一施設（設備を含みます。）ごとに 1 回を限り無料で、2 回目からは有料です（法 164）。

イ 候補者は、個人演説会のため公営施設（設備を含みます。）を有料で使用する場合、当該施設管理者から個人演説会を開催できる旨の通知を受けたときは、その費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません（令 120①）。

(6) 会場で使用できる文書図画

ア 個人演説会の会場内においては、ポスター、立札及び看板の類とちょうちん（高さ 85 cm、直径 45 cm以内）を掲示することができます。

なお、会場内ではポスター、立札及び看板の類の大きさ及び数の制限はありませんが、ちょうちんは、各会場ごとに会場内か会場外のいずれか 1 個に限られます。

また、屋内の演説会場内においては、その演説会の開催中、ビデオ、スライドその他の方法による映写等の類を使用することができます（法 143①ⅣのⅡ）。

イ 個人演説会の会場外においては、ポスター、立札及び看板の類（縦 273 cm、横 73 cm以内）を会場ごとに通じて 2 個以内、ちょうちん（高さ 85 cm、直径 45 cm以内）を 1 個（会場内に掲示したときは、会場外に掲示できない。）掲示できます（法 143⑧⑨⑩）。

ウ 個人演説会場において掲示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません（令 110 前段）。

9 街頭演説

(1) 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば、広場、空地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいいますが、街頭演説を行う場合には、演説者はその場所にとどまり、市選挙管理委員会が交付した標旗を掲げていなければなりません（法 164 の 5）。

(2) 街頭演説は、午前 8 時から午後 8 時までの間に限ってすることができます。

なお、街頭演説をする場合、演説者は学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、また、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません（法 164 の 6）。

(3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者 1 人について1 5 人を超えてはなりません。しかも、これらの者は、市選挙管理委員会から交付される選挙運動員章（腕章）又は乗車・乗船章（腕章）を着けていなければなりません。交付される選挙運動員章（腕章）は1 1 枚で、乗車・乗船章（腕章）は4 枚ですから、街頭演説を行う場合の選挙運動員は、それぞれの腕章を着けた者を通じて1 5 人までということになります。

なお、この選挙運動員 1 5 人のなかには、「2 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機(4)」（15 ページ参照）で述べたように候補者及び運転手（自動車 1 台につき 1 人）又は船員は含まれませんので、これらの人は腕章を着ける必要はありません（法 164 の 7）。

(4) 標旗及び腕章は、選挙期日後直ちに市選挙管理委員会へお返しください。

(5) 街頭演説をする場合には、その場で、街頭演説の一部として連呼することは許されています（「2 選挙運動用自動車、船舶及び拡声機(7)」17 ページ参照）（法 140 の 2①ただし書）。

(6) 街頭演説の場所においては、その候補者の演説であることや候補者の政見等を示すた

めにポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は、一切使用できません。

ただし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については差し支えありません。

10 選挙公報

(1) 選挙公報は、候補者から掲載申請のあった原稿をそのまま印刷します（公報条例 4、執行規程 58②）。

(2) 選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする候補者は、選挙期日の告示日（10月12日）の午後5時までに、「選挙公報掲載申請書」に「選挙公報掲載文原稿」1通と「掲載写真」1枚を添えて、市選挙管理委員会に提出してください。

なお、10月12日午後5時を過ぎてから申請書を提出されても、選挙公報への掲載を受けることができませんから注意してください（公報条例 3、執行規程 59）。

また、掲載文の申請日（10月12日）前においても、掲載文原稿の事前相談（9月30日以降、市役所南庁舎17階の市選挙管理委員会事務局において）を受けた上で当該原稿をお預かりいたします。申請日は10月12日の1日限りですから掲載申込が間に合わないおそれもありますので、是非この事前相談を御利用ください。

(3) 「選挙公報掲載申請書」、「選挙公報掲載文原稿」等の記載に当たっては、別に配布します「選挙公報掲載申請のしおり」をよく御覧の上、誤りのないようにしてください。

11 文書図画の撤去

選挙運動のために使用したポスター、立札、看板等の文書図画は、次に掲げるところに従って、その撤去をしなければなりません（法 143 の 2）。

(1) 選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、選挙事務所を異動又は廃止したとき直ちに

(2) 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、自動車又は船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたとき直ちに

(3) 個人演説会の会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、当該個人演説会が終了したとき直ちに

12 選挙運動費用

(1) 出納責任者

ア 候補者の選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者の文書による承諾を得た者を含みます。）でないとできません（法 187①）から、立候補の届出をすると同時に「出納責任者選任届」を市選挙管理委員会に提出してください（法 180①③、184）。

イ 出納責任者を選任することができる者は、当該候補者又は推薦届出者です（法 180①）が、推薦届出者が出納責任者を選任する場合は、候補者の承諾が必要です（「出納責任者選任（異動）承諾書」及び「推薦届出代表者証明書」の用紙は、市選挙管理委員会に用意してあります。）（法 180④）。

ウ 選任者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。

なお、選任者が推薦届出者である場合の解任には候補者の承諾が必要です。また、出納責任者自身も、候補者及び選任者に通知することにより出納責任者を辞任することができます（法 181）。

エ 出納責任者に異動があったときには、アに準じて直ちに市選挙管理委員会に届け出（「出納責任者異動届」）なければなりません（法 182）。

オ 選任届、異動届の用紙は、市選挙管理委員会の交付したもの又は市ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

(2) 選挙運動費用支出制限額

ア 選挙運動のために支出（消費税分を含みます。）できる候補者 1 人当たりの金額（支出制限額）は、立候補届出当日、選挙運動費用支出制限額告知書によりお知らせします（法 194、令 127）。

イ この支出制限額には、立候補準備のための支出が含まれますから注意してください。

ウ 出納責任者の選任者は、出納責任者の支出できる金額の最高額を定め、文書を作成して出納責任者とともに署名押印しなければなりません（法 180②）。

この場合の最高額は、出納責任者の選任以前に立候補準備のために支出した額を選挙運動費用制限額から差し引いた金額以内の額ということになります。

エ 候補者若しくは出納責任者となった者又は他の者がこれらの者と意思を通じてした立候補準備のための支出は、出納責任者を選任後、速やかに出納責任者に引き継がなければなりません（法 187②）。これは、(5)で述べる収支報告書において出納責任者が一括して報告することになります。

オ 選挙運動に従事する者（以下「選挙運動員」といいます。）に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者（以下「選挙労務者」といいます。）に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動員のうち、選挙運動のために使用する事務員（以下「選挙事務員」といいます。）、専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」といいます。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」といいます。）及び専ら法第 142 条の 3 第 1 項の規定によりウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は第 143 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述

を要約して文書図画に表示するために使用する者（以下「要約筆記者」といいます。）
に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりです（法 197 の 2①②、令
129、執行規程 72）。

なお、選挙労務者とは、選挙人に対し直接投票を勧誘する行為や自らの判断に基
づいて投票に有利な行為などのいわゆる公職選挙法にいう選挙運動を行うことなく、
専ら候補者の指示に基づき単純な機械的な作業を行う者を指します。

（注）電話による投票依頼やビラ配りに従事する者は選挙運動員となりますので、
それらの者に報酬を支給することはできませんのでご注意ください。

- （ア） 選挙運動員 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
- a 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - b 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - c 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - d 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除きます。）について、路程に応じた実費額
 - e 宿泊料（食料 2 食分を含みます。） 1 夜につき 23,000 円
 - f 弁当料 1 食につき 1,500 円、1 日につき 4,500 円
 - g 茶菓料 1 日につき 1,000 円
- （イ） 選挙労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- a 基本日額 10,000 円
 - b 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割
- （ウ） 選挙労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
- a 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 （ア） a、b、c 及び d に掲げる額
 - b 宿泊料（食料を除きます。） 1 夜につき 20,000 円
- （エ） 選挙事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額
- 1 日につき 15,000 円
- （オ） 車上運動員 1 人に対し支給することができる報酬の額
- 1 日につき 20,000 円
- （カ） 手話通訳者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- 1 日につき 20,000 円
- （キ） 要約筆記者 1 人に対し支給することができる報酬の額
- 1 日につき 20,000 円

カ 報酬を支給することができる選挙運動員は、選挙事務員、車上運動員、手話通訳者
及び要約筆記者を合わせて 1 日 34 人以内（異なる者を雇う場合は、異なる者の総数
が 170 人以内）で、あらかじめ文書（（報酬を支給する者の）届出書）で、市選挙
管理委員会に届け出た者に限られます（法 197 の 2②⑤、令 129③⑦）。

なお、当該届出書は、その者を使用する前に市選挙管理委員会に対してしなければなりません（令 129⑧）。

キ 飲食物の提供は、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に選挙事務所において食事をするために提供する弁当（携行するために提供された弁当を含みます。）に限られます。

なお、弁当については、1食1,500円以内で選挙運動期間を通じて630食（45食×14日）に限られます（法 139）。

また、選挙労務者に対して弁当を提供したときは、日当はその弁当料を差し引いた額を支給することになります（令 129②）。

(3) 寄附の禁止等

ア 候補者が自分の選挙区内にある者に対し、寄附をすることは、いかなる名義をもってするを問わず禁止されています。ただし、政党や親族に対するもの及び選挙前の一定期間（任期满了日前90日（8月20日）から選挙期日（10月26日）まで）を除く時期に開催される政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事や食料の提供は禁止）は除かれます（法 199 の 2）。

そして、次のものを除き、すべて罰則の対象となります（法 249 の 2）。

(ア) 候補者本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

(イ) 候補者本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

ただし、前記(ア)や(イ)であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は、処罰されます。

なお、候補者以外の者が、候補者名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

イ 次に掲げる候補者（現職及び候補者になろうとする者を含みます。）及びその候補者の後援団体（いわゆる後援会）が陣中見舞等の寄附をすることも罰則の対象となりますので御注意ください。

(ア) 衆議院比例代表選出議員及び参議院比例代表選出議員

(イ) 候補者の住所の属する区域を選挙区とする衆議院小選挙区選出議員及び参議院選挙区選出議員

(ウ) 候補者の住所の属する区域を選挙区とする川崎市議会議員及び神奈川県議会議員

(エ) 川崎市長及び神奈川県知事

ウ 次の者（会社、法人等の団体も含みます。）からの寄附を受けることも違法となりますので受けないう御注意ください。

(ア) 市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者（法 199）

(イ) 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除きます。）（政規法 21①②）

(ウ) 外国人、外国法人又は主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（政規法 22 の 5）

(エ) 本人名義以外の名義又は匿名による寄附（政規法 22 の 6）

エ 陣中見舞等選挙運動（政治活動を含みます。）のため個人から受ける寄附は、1 人につき年間 1 5 0 万円を超えることはできませんので、御注意ください（政規法 22 ②）。

オ 後援団体（いわゆる後援会）が、選挙の行われる区域内（川崎市内）にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず処罰されます。また、設立目的により行う行事や事業に関する寄附も選挙前の一定期間（任期満了日前 9 0 日（8 月 2 0 日）から選挙期日（1 0 月 2 6 日）まで）は禁止され、処罰されます（法 199 の 5、249 の 5）。

カ 候補者が自分の後援団体（資金管理団体の場合を除きます。）に寄附することや、政治教育集会に関する実費の補償をすることも、選挙前の一定期間（任期満了日前 9 0 日（8 月 2 0 日）から選挙期日（1 0 月 2 6 日）まで）は禁止され、処罰されます（法 199 の 2、199 の 5、249 の 2、249 の 5）。

(4) 会計帳簿及びその記載要領

ア 出納責任者は、規則第 22 条による会計帳簿（巻末付録 2 参照）を備え、選挙運動についての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません（法 185）

イ 次に掲げるものはすべて選挙運動に関する支出でないとみなされていますので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません（法 197）。

(ア) 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

(イ) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

(ウ) 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出

（例 候補者が使用したタクシー代）

(エ) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

(オ) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

(カ) 法第 1 4 章の 3 の規定により、いわゆる確認団体が行う選挙運動のために要した支出

(キ) 法第 1 4 1 条の規定による選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

なお、供託金は、選挙運動費用ではないと解されていますので、選挙運動費用に参入する必要はありません。

ウ 出納責任者以外の者が候補者のため寄附を受けたときは、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者から請求があったときは直ちに）寄附した者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。

また、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちに
出納責任者にその明細書を提出しなければならないことになっています（法186）。

エ 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証明する書面を徴収しなければなりません。

ただし、天災事変のため交通が途絶したり、相手方が死亡したり、郵便切手や電車、バスの切符の購入等社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合には、徴収しないでもよいことになっています（法188①）。

オ 「収入簿」に記載する事項は、選挙運動に関する寄附その他の収入全部であり、また、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。

例えば、選挙事務所を無償で提供されたとか、日当の支払をせずに労力奉仕をしてもらったとか、物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入又は支出は行われておりませんが、これを時価に見積もった金額を記載しなければなりません。

したがって、見積もられた金額を「収入簿」に記載しますが、選挙事務所の無償提供や労力の無償提供を受けたときは、同時に、併せて「支出簿」にもその金額を支払ったこととして記入しなければなりません。

なお、供与を受けた物品は、使用したときに支出に計上します。

カ この帳簿には、収入又は支出のあった都度日を追って記載し、記入漏れのない限り、月日の交錯することのないように整備しておくことが必要です。

キ 寄附をした者が政治団体である場合は、「職業」欄には「政治団体」と記載します。

ク 「支出簿」は、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の二科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、更に次の10費目を設けて各費目ごとに記載することとなります。

（ア） 人件費…人件費としては、選挙労務者並びに選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬が考えられます。ただし、選挙事務員に対する報酬は1人1日15,000円以内であり、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬は、1人1日20,000円以内です。また、報酬を受けることができる者（選挙労務者を除く。）は、選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者を合わせて1日34人以内（異なる者を雇う場合は、異なる者の総数が170人以内）とされ、この報酬を受けることができる者は、あらかじめ文書で市選挙管理委員会に届け出た者に限られます（27 ページ（イ）（エ）（オ）（カ）及び（キ）を参

照のこと。法 197 の 2②⑤、令 129③）。

(イ) 家屋費・・・

- a 選挙事務所費・・・事務所借上料。この中には、事務所自体と机、いす等備品の借上料及び電話の架設費も含まれます。
- b 集合会場費等・・・主として個人演説会場の借上料が考えられます。この中にも机等備品の借上料が含まれます。

(ウ) 通信費・・・事務連絡用電報、電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書、封書）等に要する費用です。

(エ) 交通費・・・選挙運動員及び選挙労務者の鉄道賃、船賃及び車賃の実費弁償です。友人等が好意的に乗物に乗せてくれた場合にも時価に換算して費用の中に加算します。

(オ) 印刷費・・・選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラ及び選挙運動用通常葉書の印刷費が主なものです。なお、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりません。

(カ) 広告費・・・新聞広告、立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

(キ) 文具費・・・紙、筆記具、複写機の使用料その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

(ク) 食糧費・・・湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に出す弁当料及び茶菓料です。

なお、弁当については 1 食 1, 5 0 0 円以内で選挙運動期間を通じて 6 3 0 食（4 5 食×1 4 日）に限られます（法 139）。

(ケ) 休泊費・・・休憩及び宿泊に要した費用です。

(コ) 雑 費・・・その他光熱水費等です。

ケ 「支出簿」も収入と同様、金銭のみの支出を意味せず、金銭以外の支出、例えば、無償で労務の提供を受けた場合等も時価に見積もった金額を金銭支出として記載することになります。

この場合には、「金銭以外の支出の見積りの根拠」欄には見積りの根拠を記載し、「支出の目的」欄には「個人演説会場使用料」等と記載することになります。また、「支出をした者の別」欄には、出納責任者、候補者その他の者の支出の区別を記載します。

コ 選挙運動員（選挙労務者、選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者を除きます。）には、報酬などの人件費を支払うことはできません。この場合、(2) オ(ア)の実費弁償をすることは差し支えありませんから人件費以外の費目、例えば、交通費や休泊費等の費目に、それぞれ要した実費を記載することになります。

サ 選挙労務者に対して弁当を提供したときは、日当はその弁当料を差し引いた額を支給することになります（令 129②）。

シ 出納責任者は、この会計帳簿、領収書等を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならないことになっておりますから特に注意してください（法 191）。

(5) 収支報告書の提出と記載要領

ア 選挙運動に関する収支報告書の提出は、出納責任者の仕事のうち、最も重要な義務とされています（法 189）。

イ 出納責任者が提出する「収支報告書」には、法律で真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっていますが、これは配布した収支報告書中（末尾）に刷り込んでありますので、併せて提出することになります（法 189③）。

ウ 「収支報告書」に記載するものは選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算の上、記入しなければなりません（法 189①）。

(ア) 選挙期日の告示の日前（10月12日前）になされた寄附及びその他の収入並びに支出

(イ) 選挙期日の告示の日（10月12日）から選挙期日（10月26日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

(ウ) 選挙期日後第1回収支報告書提出の日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出

(エ) 前記の(ア)～(ウ)までの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出

エ 「収支報告書」は会計帳簿に従って作成し、次により精算して市選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合、その収支報告書には、支出の金額、年月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写し（領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨及び支出の金額、年月日、目的を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した振込みの明細であって当該支出の金額及び年月日を記載したものの写し）を添付してください（法 189①）。

なお、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成費について、その額が全額公費負担で賄われる場合には、領収書は不要です。ただし、その額が公費負担の上限とされる額を超える場合には、その超える分についての領収書が必要となりますので御注意ください。

(ア) 第1回分の収支報告は、選挙期日から15日以内（11月10日まで）

(イ) 第1回分の報告を提出した後の寄附及びその他の収入並びに支出については、その収入及び支出の日から7日以内

オ 報告書用紙は、市選挙管理委員会が交付したものを使用し、1部提出してください。

用紙等が不足したときは、市選挙管理委員会に請求してください。

なお、記載すべき事項が全て記載されていればパソコン等で作成し印刷したもので差し支えありません。

(6) 個人が候補者の選挙運動に関して寄附をした場合における課税上の優遇措置

ア 優遇措置の内容

川崎市長選挙の候補者として立候補の届出をした者に対して個人が行う選挙運動に関する寄附については、次のイ以下に述べる要件に該当する場合には、個人の政治活動に関する「特定寄附金」とみなされて、寄附金控除の対象となります。

(ア) 寄附金控除額の計算（所得税法〔昭和 40 年法律第 33 号〕78①）

特定寄附金を支出した場合の「寄附金控除額」は、次の算式により算出した金額です。

（その年の「特定寄附金の支出額」と「各種所得額の合計額の 40 %」とのいずれか少ない方の金額）－ 2 千円 ＝ 寄附金控除額

なお、政治活動に関する寄附金以外の特定寄附金がある場合には、上記算式の「特定寄附金の支出額」は、これらの特定寄附金の合計額となります。

(イ) 確定申告

寄附金控除を受けようとする場合には、確定申告を行う必要があります。

イ 優遇措置を受けられる要件

(ア) 報告義務

候補者は、法第 189 条の規定による収支報告書に、寄附の内訳として寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載して報告する必要があります。

(イ) 適用除外

a 政治資金規正法の規定に違反するもの

個人がする寄附の年間の総枠として、政党及び政治資金団体以外の政治団体並びに候補者に対するものは合計して1,000 万円まで、また、候補者に対する寄附については、同一の者に対して年間 150 万円までという個別規制が設けられています。

b 寄附者に特別の利益が及ぶと認められるもの

寄附をした本人に特別の利益が及ぶものと認められる場合には、対象から除かれます。どのようなケースがこれに該当するかは、実際の場合に応じて税務署で判断されます。

ウ 手 続

寄附者が「特定寄附金」として寄附金控除を受けるためには、次のような手続きで

処理されることになります。

(ア) 寄附者のなすべき事項

a 確定申告

寄附者は、適格な候補者に寄附をした場合には、税務署に対してその旨の確定申告を行う必要があります。

b 添付書類

確定申告の際には、候補者から「寄附金控除のための書類」（36 ページ別記様式参照）の交付を受けて、これを添付する必要があります。なお、この書類には市選挙管理委員会の「確認印」が押されています。

(イ) 候補者のなすべき事項

候補者は、寄附者が所得税の寄附金控除を受けようとする場合には、次のことを行う必要があります。

a 「収支報告書」の提出と「寄附金控除のための書類」の提出

出納責任者は「収支報告書」を法定の期限内に提出するとともに、寄附をした者の氏名、住所、職業、寄附金額及び年月日を寄附の内訳として、報告書に記載する必要があります。「収支報告書」の提出に際しては、「寄附金控除のための書類」を1部添付し、収支報告書に記載された内容と一致することについて市選挙管理委員会の確認を受けることが必要です。

b 「寄附金控除のための書類」を寄附者に交付すること

この書類については、市選挙管理委員会が「収支報告書」と照合の上、確認印を押して、後日、提出した候補者に返還します。その後、速やかに寄附者にこの書類を交付して、寄附者が手続きをとれるようにしてください。

c 「寄附金控除のための書類」の作成

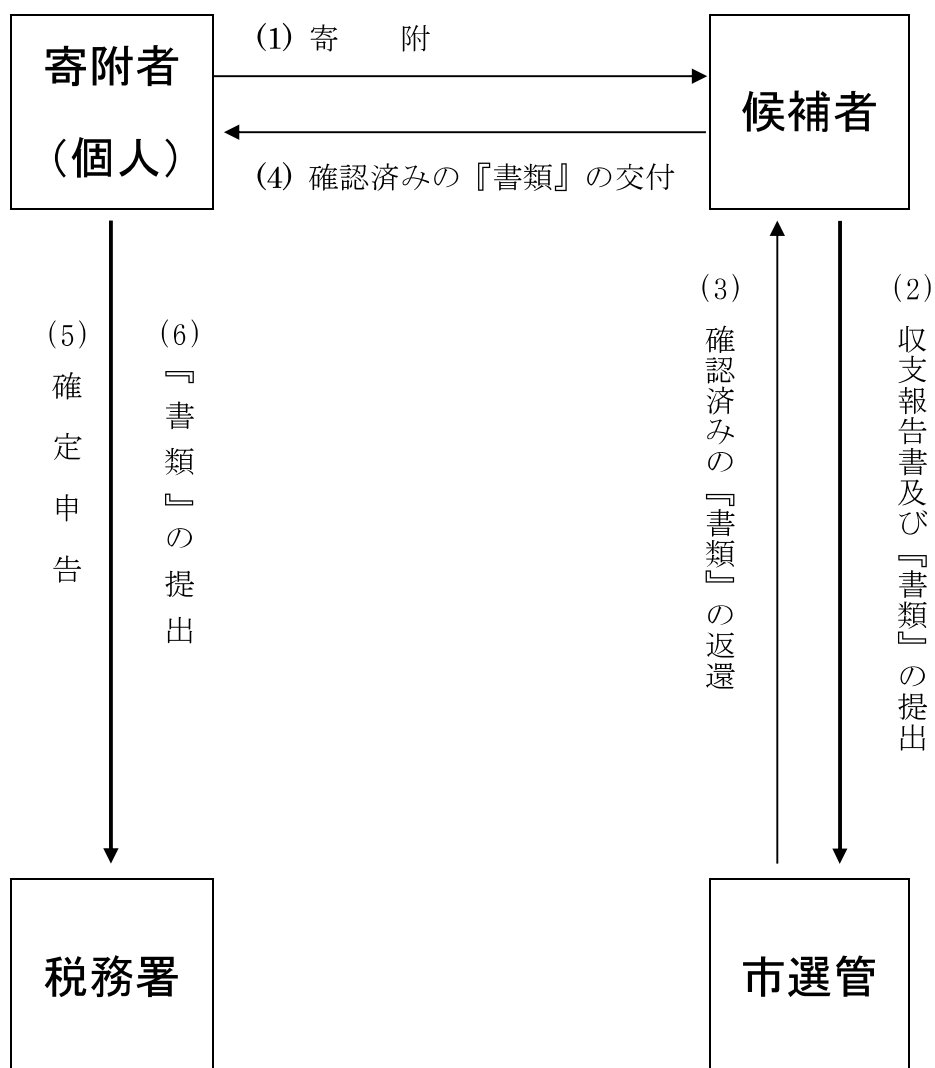
候補者は、あらかじめ別記様式に準じて「寄附金控除のための書類」を作成しておくといでしょう。この様式のうち、「寄附を受けた者」の欄には、候補者の氏名、住所を印刷しても差し支えありません。

寄附金控除について分からない点は、国税局（個人課税課）又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

(参考図)

課税上の優遇措置を

受けるための手続き



(注) 1 『書類』とは、『寄附金控除のための書類』を表しています。

2 (5)確定申告と(6)『書類』の提出は、同時にできる場合と(6)が後から補完される場合があります。

<別記様式>

(確認欄)

寄附金控除のための書類

この寄附金は、公職選挙法第 189 条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏 名										
住 所										
寄 附 金 の 額 [金額の先頭に¥をつける]				百万	十万	万	千	百	十	円
寄 附 年 月 日	令和 年 月 日 (～ 月 日)									

(寄附を受けた者)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名				
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	令和7年 月 日執行 川崎市長選挙 令和7年 月 日立候補届出			
住 所					

(寄附の内訳)

年月日	金 額	年月日	金 額	年月日	金 額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

選挙運動費用収支報告書

1 令和7年10月26日執行 川崎市長選挙

2 公職の候補者 住所 川崎市川崎区宮本町1番地

氏名 選挙太郎

・住民票に記載されているとおりに記載してください。
・神奈川県は省略可

戸籍名で記載してください。

令和7年9月25日から

3 (第1回分)

令和7年11月4日まで

第1回分:11月10日午後5時までに提出してください。

《第1回 収支報告書の記載例》

(記入上の注意点)

・始まりは最初の収入があった日
・終わりは最後の収入又は支出があった日

- 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。
- 収入の部中「種別」の欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記してください。
- 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ若しくはポスター作成に係るものをいいます。以下同じ。）を記載し、また、その他参考となる事項を記載してください。
- 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
- 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- 記載方法の詳しいことについては、別に配布した「地方選挙の手引」及び「候補者のしおり」の該当部分を読んでください。
- 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

(各用紙の枚数)

1 (その1) 表紙	1 枚	5 (その5) 支出の合計・宣誓用紙	1 枚
2 (その2) 収入の用紙	1 枚	6 (その6) 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書(1)	1 枚
3 (その3) 収入の合計の用紙	1 枚	7 (その7) 同 (2)	1 枚
4 (その4) 支出の用紙	1 枚	8 (その8) 振込明細書に係る支出目的書	1 枚

(そ の 2)

すべての項目を記載。空欄は不可（その他の収入の場合や個別に記載しない寄附の場合は、「寄附をした者」欄の記載は不要です。

月 日	金額又は 見 積 額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
9月25日	1,500,000 円	その他収入					自己資金
9月27日	500,000	同					借入金
10月8日	1,000,000	寄附金	川崎市麻生区●●町123	選挙太郎後援会	政治団体		
同 上	200,000	同	川崎市多摩区●●町234	西山 二郎	自営業		
同 上	100,000	同	川崎市宮前区●●町345	南野 一男	農業		
10月13日	10,000	寄附	川崎市高津区●●町456	橋 三十郎	無職	無償労務提供	
10月14日	50,000	寄附金	川崎市中原区●●町567	北海 花子	自営業	無償労務提供の場合、 支出の部にも記載	
同 上	300,000	同	川崎市幸区●●町678	日吉 四男	農業		
10月17日	50,000	寄附	川崎市川崎区●●町789	大師 五子	学生	無償労務提供5日分	1日につき 10,000円
10月18日	120,000	寄附金	・ 寄附（金銭以外によるもの、無償提供含む）又はその 他の収入（自己資金、借入金）を記載			15件	

・ 記載は収入日順
・ 最初の支出日より
収入日が先となる

・ 1件1万円を超えるものは、各件ごとに個別に記載
・ 1件1万円以下のものについては、収入日ごとに、種別（寄附・その他の収入）ごとの件数と金額の合計を記載
・ 1件1万円以下の収入を個別に記載してあっても可
・ 寄附金控除の書類がある場合には、1件1万円以下でも必ず個別に記載が必要

4 収 入 の 部

月 日	金額又は 見 積 額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備 考					
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業							
	円											
計	寄 附	1,830,000	}									
	その他の 収 入	2,000,000										
	計	3,830,000										
(その2)の種別ごとの合計												
前回計	寄 附											
	その他の 収 入											
	計											
1回目は「総額」＝「計」												
総額	寄 附	1,830,000	}									
	その他の 収 入	2,000,000										
	総 計	3,830,000										
この欄には、選挙運動用ビラ若しくはポスターの公費負担額 その他参考となる事項を記載してください。 (その5)「支出のうち公費負担相当額」欄にも同様の記載をしてください。												
参 考	公費負担相当額											
	選挙運動用ビラ印刷代			350,000円								
			選挙運動用ポスター印刷代	300,000円								

5 支 出 の 部

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(一) 人件費				立候補準備（告示日の前日まで）／選挙運動（告示日以降）				
10月14日	10,000	選挙運動	選挙労務者 報酬	川崎市高津区●●町456	橋三十郎	無職	無償労務1日分	1日 10,000
10月17日	50,000	同	選挙労務者 報酬	川崎市川崎区●●町789	品川 太一	学生	無償労務5日分	1日 10,000 ×5日
10月24日	210,000	同	選挙事務員 報酬	川崎市中原区▲▲町457	東村 望	同		1日 15,000 ×14日
同	280,000	同	車上運動員 報酬	川崎市多摩区●●町987	夏海細男	会社員		1日 20,000 ×14日
同	70,000	同	選挙労務者 報酬	川崎市高津区●●町654	相模紅子	同		1日 10,000 ×7日
計（5件）	620,000							
(二) 家屋費								
(イ) 選挙事務所費								
9月25日	60,000	立候補準備	電話架設料	川崎市川崎区××3-2	NTT××営業所			
10月24日	180,000	選挙運動	選挙事務所 使用料	川崎市川崎区●●町321	△△産業（株）	貸しビル業		
計（2件）	240,000							

・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
・人件費の計を記載

・記載は支出日順
・最初の支出日より収入日が先

無償労務提供の場合
・収入の部にも記載
・「領収書等を徴し
難い事情があった
支出の明細書」
にも記載

5 支 出 の 部

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(ロ) 集会会場費								
10月14日	8,000	選挙運動	会場使用料	川崎市川崎区◇◇町753	(株) ◇◇会館	会館業		
10月15日	5,000	同	同	川崎市高津区▲▲町926	■■商事(株)	貸しビル業		
計(2件)	13,000							
・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・(イ) 選挙事務所費、(ロ) 集会会場費等それぞれの計及び家屋費の合計を記載								
(三) 通信費								
9月25日	41,000	立候補準備	郵便切手	川崎市川崎区△△146-5	△△郵便局			
11月1日	50,000	選挙運動	電話料	川崎市川崎区××3-2	NTT××営業所			
計(2件)	91,000							
・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している								
(四) 交通費								
10月23日	5,184	選挙運動	鉄道費	川崎市高津区××町511	東山秋子	無職	●●駅～●●駅 往復12日間	実費弁償 片道216円
同	5,184	同	同	川崎市高津区××町511	東山春男	会社員	●●駅～●●駅 往復12日間	実費弁償 片道216円
同	3,696	同	同	川崎市中原区●●町491	西海夏美	無職	●●駅～●●駅 往復12日間	実費弁償 片道154円
計(3件)	14,064							
・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している								

公共施設、郵便、電気、ガス、水道、NTT等は職業欄は空欄でも可

5 支 出 の 部

(そ の 4)

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(五) 印刷費								
9月27日	350,000	立候補準備	選挙運動用 ビラ印刷	川崎市幸区◆◆町726	(有) ◆◆印刷	印刷業	公費負担	
同	300,000	同	選挙運動用 ポスター印刷	同	同	同	公費負担	
同	100,000	同	選挙運動用 葉書印刷	同	同	同		
計 (3 件)	750,000							
・ 各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している								
(六) 広告費								
10月3日	150,000	立候補準備	選挙事務所 看板代	川崎市川崎区■■町111	(株) ○○○	看板業		
同	100,000	同	選挙運動用 自動車看板代	同	同	同		
同	200,000	同	拡声機 借上料	川崎市川崎区××町222	川崎電気 (有)	電気工事店		
10月14日	350,000	選挙運動	新聞広告	川崎市川崎区△△町333	△△企画 (株)	広告代理店		
計 (4 件)	800,000							
・ 各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・ 通信費の計を記載								

5 支 出 の 部

(そ の 4)

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(七) 文具費								
9月28日	30,000	立候補準備	事務用品	川崎市幸区●●町555	●●文具店	文具店		
10月28日	50,000	選挙運動	複写機 使用料	川崎市川崎区◆◆町700	(有)○×コピー サービス	印刷業		
計(2件)	80,000	・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・文具費の計を記載						
(八) 食糧費								
10月18日	5,000	選挙運動	茶菓代	川崎市川崎区○○町88	花咲茶舗	小売業		
10月18日	3,000	同	同	川崎市幸区××町222	スズメ菓子店	同		
10月21日	193,730	同	弁当代	川崎市川崎区▲▲町999	桃太郎食堂	飲食業		
計(3件)	201,730	・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している ・食糧費の計を記載						

5 支 出 の 部

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(九) 宿泊費								
10月17日	40,000	選挙運動	宿泊費	川崎市川崎区★★町412	川崎太郎	無職		実費弁償 @20,000×2日
10月19日	40,000	同	同	川崎市川崎区●●町12	幸 次郎	会社員		実費弁償 @20,000×2日
10月20日	30,000	同	同	川崎市川崎区▲▲町24	中原花子	無職		実費弁償 @15,000×2日
計 (3件)	110,000							
(十) 雑費								
11月4日	20,000	選挙運動	ガス代	川崎市川崎区○△44	○△プロパン (有)	小売業		
計 (1件)	20,000							

・各支出について、添付された領収書等の写し等と記載が合致している
 ・宿泊費の計を記載

・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
 ・雑費の計を記載

【参考】計上する必要がない支出例

・選挙運動用自動車を使用するために要した支出(借上料、ガソリン代、運転手代、有料高速道路通行料など)
 ・候補者が乗用する船車馬等のために要した支出(候補者が使用したタクシー代など)
 →選挙運動用自動車以外の支出及び候補者以外が使用したタクシー代は計上する
 なお、選挙運動用自動車を駐車するために要した支出は計上が必要

5 支 出 の 部

(そ の 5)

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備の ための支出	1,331,000	(その4)の区分ごとの合計					
	選挙運動の ための支出	1,608,794						
	計	2,939,794	「支出の部」の具体的な記載方法と しては、費目別(10種目)にページを 分けて記入する方法が便利です。					
前回計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
総 額	立候補準備の ための支出	1,331,000	・「総額」＝「計」 ・収入－支出＋公費 負担相当額の計≥0 となる					
	選挙運動の ための支出	1,608,794						
	総 計	2,939,794						
支出のうち 公費負担相当額	項 目	単 価 (A)		枚 数 (B)		金 額 ((A) × (B)) = (C)		
	選挙運動用ビラの作成	5 円		70,000 枚		350,000 円		
	選挙運動用ポスターの作成	120 円		2,500 枚		300,000 円		
	計					650,000 円		

この欄には、選挙運動用ビラ若しくはポスターの公費負担額等について記載してください。

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 11 月 10 日

住 所 川崎市高津区下作延2丁目8番1号

出納責任者

氏 名 乙 野 甲 一

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（１）

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
９月２７日	350,000	立候補準備	選挙運動用ビラ印刷	公費負担のため
９月２７日	300,000	立候補準備	選挙運動用ポスター印刷	公費負担のため
１０月１４日	10,000	選挙運動	選挙労務者報酬	無償の労務提供による
１０月１７日	50,000	選挙運動	選挙労務者報酬	無償の労務提供による

支出の部の記載と一致

《 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書の記載例 》

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（２）

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情

1 令和 7 年 10 月 26 日執行 川崎市長選挙

2 公職の候補者氏名 選挙 太郎

戸籍上の氏名を記載すること。戸籍名を記載した上で、通称を記載することも可。

3 出納責任者氏名 乙野 甲一

- 備考 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記してください。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

振 込 明 細 書 に 係 る 支 出 目 的 書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的
文具費	複写機使用料

1 令和 7 年 10 月 26 日執行 川崎市長選挙

2 公職の候補者氏名 選挙 太郎

戸籍上の氏名を記載すること。戸籍名を記載した上で、通称を記載することも可。

3 出納責任者氏名 乙 野 甲 一

- 備 考
- 1 「支出の費目」の欄には、収支報告書に記載した支出の費目（「人件費」等）を記載してください。
 - 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。
 - 3 支出の目的ごとに別葉としてください。
 - 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出してください。

選挙運動費用収支報告書

1 令和7年10月26日執行 川崎市市長選挙

2 公職の候補者 住所 川崎市川崎区宮本町1番地

住民票に記載されているとおりに記載してください。

氏名 選挙太郎

戸籍名で記載してください。

令和7年11月11日から

3 (第2回分) 第2回分は収入又は支出がなされた日から7日以内に提出してください。

令和7年11月15日まで

・始まりは最初の収入又は支出があった日
・終わりは最後の収入又は支出があった日

《第2回収支報告書の記載例》

(記入上の注意点)

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載して差し支えありません。
- 2 収入の部中「種別」の欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記してください。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（ビラ若しくはポスター作成に係るものをいいます。以下同じ。）を記載し、また、その他参考となる事項を記載してください。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- 7 記載方法の詳しいことについては、別に配布した「地方選挙の手引」及び「候補者のしおり」の該当部分を読んでください。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合この限りではありません。

(各用紙の枚数)

- | | | | |
|------------------|-----|----------------------------------|-----|
| 1 (その1) 表紙 | 1 枚 | 5 (その5) 支出の合計・宣誓用紙 | 1 枚 |
| 2 (その2) 収入の用紙 | 1 枚 | 6 (その6) 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書(1) | 1 枚 |
| 3 (その3) 収入の合計の用紙 | 1 枚 | 7 (その7) 同 (2) | 1 枚 |
| 4 (その4) 支出の用紙 | 1 枚 | 8 (その8) 振込明細書に係る支出目的書 | 1 枚 |

(そ の 4)

5 支 出 の 部

すべての項目を記載。空欄は不可

(前
回
ま
で
の
精
算
分
を
費
目
別
、
区
分
別
に
上
欄
に
一
括
列
記
す
る。)

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(一) 人件費 (7 件)	620,000	選挙運動						
(二) 家屋費								
(イ) 選挙事務所費 (1 件)	60,000	立候補準備						
同 (1 件)	180,000	選挙運動						
(ロ) 集会会場費 (2 件)	13,000	同						
計 (4 件)	253,000							
(三) 通信費 (1 件)	41,000	立候補準備						
同 (1 件)	50,000	選挙運動						
計 (2 件)	91,000							
(四) 交通費 (3 件)	14,064	選挙運動						
(五) 印刷費 (3 件)	750,000	立候補準備						
(六) 広告費 (3 件)	450,000	同						
同 (1 件)	350,000	選挙運動						
計 (4 件)	800,000							

5 支 出 の 部

すべての項目を記載。空欄は不可

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(七) 文具費 (1件)	30,000	立候補準備						
同 (1件)	50,000	選挙運動						
計 (2件)	80,000							
(八) 食糧費 (3件)	201,730	選挙運動						
(九) 宿泊費 (3件)	110,000	同						
(十) 雑費 (1件)	20,000	同						
(三) 通信費								
11月11日	123,450	選挙運動	電話料	川崎市川崎区××町3-2	NTT××営業所			
計 (1件)	123,450							
(十) 雑費								
11月13日	4,000	選挙運動	電気料金	川崎市川崎区◆◆町99	東京電力◆◆営業所			
11月15日	6,000	選挙運動	水道料金	川崎市川崎区宮本町1	川崎市上下水道局 川崎営業所			
計 (2件)	10,000							

前回までの精算分の計を、
費目別・区分別に、上欄に
一括列記してください。

今回の精算分を、費目別・
区分別に列記してください。

立候補準備（告示日の前日まで）／選挙運動（告示日以降）

公共施設、郵便、電気、ガス、
水道、NTT等は職業欄は空欄
でも可

記載は支出日順

・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致している
・費目ごとに金額の計を記載

5 支 出 の 部

(そ の 5)

月 日		金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の 支出の見積 の 根 拠	備 考
					住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
		円							
計	立候補準備の ための支出	0	}						
	選挙運動の ための支出	133,450							
	計	133,450							
前 回 計	立候補準備の ための支出	1,331,000	}						
	選挙運動の ための支出	1,608,794							
	計	2,939,794							
総 額	立候補準備の ための支出	1,331,000	}						
	選挙運動の ための支出	1,742,244							
	総 計	3,073,244							
支出のうち 公費負担相当額		項 目			単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 ((A) × (B)) = (C)		
		選挙運動用ビラの作成			円	枚	円		
		選挙運動用ポスターの作成			円	枚	円		
		計					円		

(その4)の区分ごとの合計

2回分以降は、前回の「総額」を記載

・ 2回分以降は「総額」=「計」+「前回計」
・ 収入-支出+公費負担相当額の計 ≥ 0 となる

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 11 月 15 日

提出日以前

出納責任者

住 所 川崎市高津区下作延2丁目8番1号

氏 名 乙 野 甲 一

選 挙 期 間 中 に お け る 諸 届 出

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根拠法令
1 選挙運動関係					
① 選挙事務所の設置・異動（廃止）届出	「選挙事務所設置・異動（廃止）届」 ※推薦届出者が届ける場合は「選挙事務所設置（異動）承諾書」を添付	① 短い期間に次々と異動する場合、中間省略のないよう注意する（なお1日に2回以上移動することは、法律上禁止されている）。 ② 設置又は異動後直ちに ③ 投票日までの間に事務所を廃止した場合も異動届が必要	設置・異動（廃止）する事務所の所在する区選管（区の異なる異動の場合は、新・旧2箇所の区選管）	設置又は異動後直ちに	法130② 執行規程14
② 選挙運動用通常葉書の入手（私製葉書を使用しない場合）	「候補者用通常葉書使用証明書」	○ 証明書を提示して、選挙用の表示のある通常葉書の交付を受ける。	郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の各郵便局		公職選挙郵便規則2
③ 選挙運動用通常葉書の差出し（私製葉書を使用する場合も含む。）	「選挙運動用通常葉書差出票」 「候補者用通常葉書使用証明書」	① 差出票を紛失しないよう十分注意する。 ② 必ず郵便物の配達事務を取扱う日本郵便株式会社支店の窓口に出す。直接ポストに投函してはならない。 （私製葉書の場合は、差出の際に日本郵便株式会社支店で選挙用の表示をする。）	郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の各郵便局		公職選挙郵便規則3、8
④ 公営施設を使用する個人演説会の開催申出	「個人演説会開催申出書」	○ 同一の施設について、同時に2以上の開催申出をしたり、すでに申し出た使用の日を経過しない間に新たな申し出はできない。	開催する施設の所在する区選管	開催したい日の前々日 （例：10月14日に開催したい場合は10月12日）	法163 令112
⑤ 選挙運動用ビラの届出及び同ビラ証紙交付申請	「選挙運動用ビラ届出書」 「選挙運動用ビラ証紙交付票」	○ 届出書にはビラの見本3枚（2種類の場合はそれぞれ3枚）を添付してください。	市選管		法142①⑦

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根拠法令
⑥ 新聞広告の掲載申請	「新聞広告掲載証明書」 「掲載原稿」	① 掲載希望日前なるべく早く ② 通称使用認定をされた場合は、認定された通称しか使用できない。	掲載を希望する新聞社（広告代理店）		規則 20① 執行規程 28
⑦ 選挙公報の掲載申請	「選挙公報掲載申請書」 「選挙公報掲載文原稿」 （一通／写真添付）	① 原稿作成に時間を費やし、遅れることのないようにする。 ② 掲載文原稿の事前相談・事前預かりの制度を利用する。 ③ 書類がそろわないと受理されない。 ④ 通称使用認定をされた場合は、認定された通称しか使用できない。	市選管	10月12日限り（告示日のみ） （午前8時30分～午後5時まで）	公報条例 3 執行規程 58
2 その他各種届出					
区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根拠法令
① 出納責任者選任（異動）届出	「出納責任者選任（異動）届」 ※ 推薦届出者が届け出る場合は「出納責任者選任（異動）承諾書」を添付	○ 届出後でなければ、選挙運動に関する寄附を受け、又は支出をすることができないため、立候補届出が受理された後、直ちに届け出ること。	市選管	選任後直ちに	法 180③④ 法 184 執行規程 69
② 報酬を支給する者の届出	（報酬を支給する者の）「届出書」	① 報酬を支給できる者は、あらかじめ届け出がなければ支給できないので、告示日から支給したい場合は、立候補届出が受理された後、直ちに届け出る必要がある。 ② 使用できるのは、投票日の前日（10月25日）までである。	市選管	報酬を支給する者として使用する前	法 197の2⑤
③ 開票立会人の届出	「開票立会人となるべき者の届出書・承諾書」	○ 川崎市の選挙人名簿に登録されていないといけない。	当該開票区の区選管	10月23日 （選挙期日前3日）	法 62① 令 69

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根拠法令
④ 選挙立会人の届出	「選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書」	○ 川崎市長選挙の選挙権を有していなければならない。	選挙長 (市選管)	10月23日 (選挙期日前3日)	法76 令82
⑤ 選挙運動費用の収支報告	「選挙運動費用収支報告書」 「領収書その他支出を証する書面の写し」 「領収書を徴し難い事情のあった支出の明細書」	① 各記載欄に明確に記載する。 ② 記入漏れのないように期間中に会計帳簿(収入簿、支出簿)の整理を完全に行っておくこと。	市選管	第1回 令和7年11月10日 (選挙期日から15日以内) 第2回以降 第1回の収支報告書提出後、収入及び支出の日から7日以内	法189
3 公費負担関係					
① 選挙運動用自動車	「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」	○ 届出書には、契約書の写しを添付すること。	市選管	ハイヤー業者等と自動車使用に関し、有償契約を締結後直ちに (契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに)	公費負担規程1
	「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」	○ 燃料供給契約の場合のみ、契約業者ごとに別々に申請すること。	市選管	立候補届出後、速やかに	公費負担規程2
	「選挙運動用自動車燃料代確認書」	○ 燃料供給契約の場合のみ必要	燃料供給業者	市選管から確認書を受領後直ちに	公費負担規程3
	「選挙運動用自動車使用証明書(自動車者、燃料又は運転手)」	○ 契約業者ごとに別々に作成し、請求書(選挙運動用自動車の使用)用紙を添付すること。	自動車等の使用契約者	立候補届出後、実績を確認の上、速やかに	公費負担規程4

区 分	必 要 書 類	届 出 上 の 注 意	届 出 先	届 出 期 限	根拠法令
② 選挙運動用ビラ	「選挙運動用ビラ作成契約届出書」	○ 届出書には、契約書の写しを添付すること。	市選管	業者とビラ作成に関し、有償契約を締結後直ちに (契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに)	公費負担規程 1
	「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」	○ ビラ作成業者ごとに別々に申請すること。	市選管	立候補届出後、速やかに	公費負担規程 2
	「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」		ビラ作成業者	市選管から確認書を受領後直ちに	公費負担規程 3
	「選挙運動用ビラ作成証明書」	○ ビラ作成業者ごとに別々に作成し、請求書（選挙運動用ビラの作成）用紙を添付すること。	ビラ作成業者	立候補届出後、実績を確認の上、速やかに	公費負担規程 4
③ 選挙運動用ポスター	「選挙運動用ポスター作成契約届出書」	○ 届出書には、契約書の写しを添付すること。	市選管	業者とポスター作成に関し、有償契約を締結後直ちに (契約締結が立候補届出前のときは、立候補届出後直ちに)	公費負担規程 1
	「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」	○ ポスター作成業者ごとに別々に申請すること。	市選管	立候補届出後、速やかに	公費負担規程 2
	「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」		ポスター作成業者	市選管から確認書を受領後直ちに	公費負担規程 3
	「選挙運動用ポスター作成証明書」	○ ポスター作成業者ごとに別々に作成し、請求書（選挙運動用ポスターの作成）用紙を添付すること。	ポスター作成業者	立候補届出後、実績を確認の上、速やかに	公費負担規程 4

会計帳簿の様式

1 収 入 簿

月 日	金額又は見積り額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	氏名又は団体名	職 業		
合 計							

備 考

- 1 この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載してください。
- 2 債務の免除、保証その他の金銭以外の財産上の利益の収受については、その債務又は利益を時価に見積もった金額を記載してください。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- 4 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載し、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載してください。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を記入してください。
- 6 以上に掲げるもの以外でも、出納責任者において必要と認める事項があれば記載して差し支えありません。

2 支 出 簿

月 日	金 額 又 は 見 積 額			支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	支出をした者の別	備考
	金銭支出	金銭以外 の 支 出	合 計		住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団 体 名	職 業			
合 計										

備 考

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての支出を記載してください。
- この帳簿には、（一）立候補準備のために支出した費用、（二）選挙運動のために支出した費用の二科目を設けて（又は各々分冊して）記載し、「支出をした者の別」の欄に、出納責任者の支出、候補者の支出、その他の者の支出の別を明記してください。
- この帳簿の各科目には、（一）人件費、（二）家屋費（（イ）選挙運動事務所費、（ロ）集合会場費等）、（三）通信費、（四）交通費、（五）印刷費、（六）広告費、（七）文具費、（八）食糧費、（九）休泊費、（十）雑費の費目を設けて、費目ごとに記載してください。
- 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船馬車、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載してください。この場合、「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載してください。
- 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載してください。
- 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫費、家屋贈与等）、員数等を記載してください。
- 支出のうち金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載してください。
- 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用ビラ若しくはポスターの作成に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載してください。
- 以上に掲げるもの以外でも、出納責任者において必要と認める事項があれば記載しても差し支えありません。

令和 7 年執行 川崎市長選挙 年 齢 早 見 表

(選挙期日 : 令和 7 年 10 月 26 日)

西 暦	日 本 年 号	年 齢
1 9 4 5	昭和 2 0 年	8 0 歳
1 9 4 6	昭和 2 1 年	7 9 歳
1 9 4 7	昭和 2 2 年	7 8 歳
1 9 4 8	昭和 2 3 年	7 7 歳
1 9 4 9	昭和 2 4 年	7 6 歳
1 9 5 0	昭和 2 5 年	7 5 歳
1 9 5 1	昭和 2 6 年	7 4 歳
1 9 5 2	昭和 2 7 年	7 3 歳
1 9 5 3	昭和 2 8 年	7 2 歳
1 9 5 4	昭和 2 9 年	7 1 歳
1 9 5 5	昭和 3 0 年	7 0 歳
1 9 5 6	昭和 3 1 年	6 9 歳
1 9 5 7	昭和 3 2 年	6 8 歳
1 9 5 8	昭和 3 3 年	6 7 歳
1 9 5 9	昭和 3 4 年	6 6 歳
1 9 6 0	昭和 3 5 年	6 5 歳
1 9 6 1	昭和 3 6 年	6 4 歳
1 9 6 2	昭和 3 7 年	6 3 歳
1 9 6 3	昭和 3 8 年	6 2 歳
1 9 6 4	昭和 3 9 年	6 1 歳
1 9 6 5	昭和 4 0 年	6 0 歳
1 9 6 6	昭和 4 1 年	5 9 歳
1 9 6 7	昭和 4 2 年	5 8 歳
1 9 6 8	昭和 4 3 年	5 7 歳
1 9 6 9	昭和 4 4 年	5 6 歳
1 9 7 0	昭和 4 5 年	5 5 歳
1 9 7 1	昭和 4 6 年	5 4 歳
1 9 7 2	昭和 4 7 年	5 3 歳

西 暦	日 本 年 号	年 齢
1 9 7 3	昭和 4 8 年	5 2 歳
1 9 7 4	昭和 4 9 年	5 1 歳
1 9 7 5	昭和 5 0 年	5 0 歳
1 9 7 6	昭和 5 1 年	4 9 歳
1 9 7 7	昭和 5 2 年	4 8 歳
1 9 7 8	昭和 5 3 年	4 7 歳
1 9 7 9	昭和 5 4 年	4 6 歳
1 9 8 0	昭和 5 5 年	4 5 歳
1 9 8 1	昭和 5 6 年	4 4 歳
1 9 8 2	昭和 5 7 年	4 3 歳
1 9 8 3	昭和 5 8 年	4 2 歳
1 9 8 4	昭和 5 9 年	4 1 歳
1 9 8 5	昭和 6 0 年	4 0 歳
1 9 8 6	昭和 6 1 年	3 9 歳
1 9 8 7	昭和 6 2 年	3 8 歳
1 9 8 8	昭和 6 3 年	3 7 歳
1 9 8 9	昭和 6 4 年	3 6 歳
1 9 9 0	平成 2 年	3 5 歳
1 9 9 1	平成 3 年	3 4 歳
1 9 9 2	平成 4 年	3 3 歳
1 9 9 3	平成 5 年	3 2 歳
1 9 9 4	平成 6 年	3 1 歳
1 9 9 5	平成 7 年	3 0 歳
1 9 9 6	平成 8 年	2 9 歳
1 9 9 7	平成 9 年	2 8 歳
1 9 9 8	平成 1 0 年	2 7 歳
1 9 9 9	平成 1 1 年	2 6 歳
2 0 0 0	平成 1 2 年	2 5 歳

※誕生日が選挙期日の翌々日以降（10月28日を含む。）の者は、本表の年齢から1歳を減ずる。

※1989年は1月7日までは昭和64年、1月8日以降は平成元年である。